

# 議 事 日 程

令和 3 年第 3 回 浜中町 議会 定例会

令和 3 年 9 月 8 日 午前 10 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	発議案第 2 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第 7	発議案第 3 号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
日程第 8	発議案第 4 号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について
日程第 9		一般質問
日程第 10	議案第 47 号	浜中町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案第 48 号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案第 49 号	浜中町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 13	議案第 50 号	浜中町スポーツ振興助成条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14	議案第 51 号	浜中町企業振興条例の一部を改正する条例の制定について

(開会 午前10:00)

---

◎開会宣告

---

○議長(波岡玄智君) ただいまから、令和3年第3回浜中町議会定例会を開会します。

---

◎開議宣告

---

○議長(波岡玄智君) これから本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長(波岡玄智君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番加藤議員及び6番前田議員を指名します。

---

◎日程第2 議会運営委員会報告

---

○議長(波岡玄智君) 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については議会運営委員会から、本定例会の議事運営について、報告書の提出がありました。委員長より報告を求めます。

8番三上議員。

○8番(三上浅雄君) (口頭報告あるも省略)

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

---

### ◎日程第3 会期の決定

---

○議長（波岡玄智君） 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員会の報告のとおり、本日から9日までの2日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9日までの2日間と決定しました。

---

### ◎日程第4 諸般報告

---

○議長（波岡玄智君） 日程第4 諸般の報告をします。

まず本定例会に付された案件はお手元に配付のとおりです。

次に今議会までの議会関係・諸会議等については記載のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第5 行政報告

---

○議長（波岡玄智君） 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（松本博君） おはようございます。本日、第3回浜中町議会定例会に議員全員の御出席をいただき、誠にありがとうございます。先の議会から本日までの主な行政報

告を申し上げます。

(行政報告あるも省略)

○議長(波岡玄智君) 引き続き教育委員会より教育行政報告を行います。  
教育長。

○教育長(佐藤健二君) 議員の皆さんおはようございます。前議会からこれまでの教育行政の主なものについて御報告いたします。

(教育行政報告あるも省略)

○議長(波岡玄智君) これで行政報告を終わります。

---

◎日程第6 発議案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第6 発議案第2号を議題とします。  
職員に議案を朗読させます。

○議事係長(白川貴之君) (発議案第2号 朗読あるも省略)

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから発議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 発議案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の  
充実を求める意見書の提出について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第7 発議案第3号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（白川貴之君） （発議案第3号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから発議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 発議案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の  
提出について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第8 発議案第4号を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

○議事係長（白川貴之君） （発議案第4号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから発議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第9 一般質問

---

**○議長(波岡玄智君)** 日程第9 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

1 番川村議員。

**○1番(川村義春君)** 通告に従い一般質問を行います。質問事項は、大きく3点であります。

1点目の質問事項は、避難施設のない地域の防災対策についてであります。

内容ですが、町長は本年度の執行方針で防災体制の整備について次のように述べています。避難体制の整備では、千島海溝沿いで想定される超巨大地震について、国による被害想定やその対策が検討されており、それを受けて北海道により設定される津波浸水想定や津波災害警戒区域を踏まえ、津波から住民の命を守るためのハザードマップの見直しや、浜中町津波避難計画及び各地区の津波避難計画の見直しを進めてまいります。

また、千島海溝沿いの超巨大地震対策では、国による法整備や技術的財政的な支援が不可欠であることから関係機関と連携を図りながら、南海トラフ地震特別措置法と同等の法整備に向けて要請活動を行ってまいります。と述べております。

そこで、私は平成23年度から何度も質問しておりますが、高台や避難施設のない地域住民の命をどのように守ろうとしているのか。次の点についてそれぞれ伺いたいと思います。

①避難体制の整備に関して、北海道は本年7月19日北海道沿岸の津波浸水想定を公

表した。本町の想定概要は、先ほど町長から行政報告でもお話がありましたけれども、浸水想定面積は5013ヘクタール、最大津波高5.6mから21.3m、最大津波到達時間25分から94分となっており、平成24年度に北海道が公表した津波浸水予測図による浸水深より沿岸部各地の基準水位は全て減少しております。これは新しい津波浸水想定等に関する住民説明会の資料によるものですが、沿岸部9カ所で開いたと聞いておりますが、先ほど行政報告で11カ所と言われたと思うのですが、9カ所ですよ。9カ所で開いた地区ごとの参加人員と説明に対する意見聴取した内容について簡潔に事務的にお知らせいただきたいです。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** お答えいたします。新しい津波浸水想定及び津波災害警戒区域指定に関する住民説明会は、8月2日から18日にかけて津波浸水区域の住民を対象に開催しております。

初めに地区ごとの参加人員であります。開催日順に言いますと、貫人地区9名、奔幌戸地区25名、榊町地区19名、散布地区23名、暮帰別地区15名、新川地区19名、仲の浜地区18名、霧多布地区30名、琵琶瀬地区9名の合計いたしますと167名の参加となっております。

次に意見聴取した内容でございますが、説明会全体を通してということになります。大きく分けますと3つございます。まず1つ目といたしましては、津波前に発生する巨大地震に伴う地盤沈下への不安に対する意見でございます。特に町内では震度7あるいは1mを超える地盤沈下が想定されるということでございますので、車避難における避難道路、橋梁、トンネル、盛土高などの安全性。これの改修についての質問あるいは要望が多数ございました。また、避難道路が通行できない場合の避難者への周知方法。これも考えてほしいという要望もございました。

次に2つ目といたしましては、新しい津波浸水想定に対応した避難場所の指定や避難施設の整備。これについての意見でございます。今回の基準水位では、霧多布高校や総合体育館、霧多布クリーンセンターの屋上が基準水位を上回る高さがあるとなっております。また、旧貫人小学校や霧多布湿原センターも浸水域を外れるという形になっております。このことから、これらの避難場所の指定についての要望もございます。また、避難困難地域と言われる地区からは避難タワー、あるいは津波救命艇の整備についての要望もございました。

次に3つ目といたしましては、徒歩避難と車避難の関係でございます。このことについては、車避難のリスクが高いのであれば、徒歩避難を優先するという意見と車避難を目指しながら車で避難できなかった場合は徒歩避難とするということで、この関係については意見が分かれてございました。また、その他の意見といたしましては、冬季期間の徒歩避難に対する避難場所の備蓄の充実。車避難における駐車場の整備。車避難における湯沸山方向への避難の選択肢を増やしてほしい。1人で避難できない人など災害弱者の避難についての働きかけ。漁船の避難への意見。津波シミュレーション動画の作成。防潮堤の嵩上げの要望。避難計画の内容についてなどの意見もございました。以上のとおりでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 防災対策室長から説明がありました。各地区それぞれの人数をメモさせてもらいましたけれども、意外と少なかったのは琵琶瀬地区9名ですか。霧多布地区でも30名。ちょっと少な過ぎるというか、今回の説明会については、霧多布地区、それから暮帰別地区、それから新川地区ですね。ここが新しい避難道路、役場に向かって上がってくる道路ができたことによって、新川東地区の住民の一部もこちらの方に避難できるのでないかというようなことも含めて、そういった部分が中心の説明だったと思っています。それ以外の地域については、何の説明だったのか、何の為の説明会だったのか。ただ単に前回、道が発表したものと国が発表した差、それから道が浸水深を今回出したことによる説明。それで、新しい計画を作ろうとしているとの説明だけだったというような気がして、中身的にあまり住民が関心を持つような内容でなかったのではないかと私は聞いていてそんな感じを受けました。それで、今各地区からそれぞれ説明したことに対する意見聴取した内容が示されました。誠にもっともだなと思っています。これを是非、次の計画に取り入れるべきだと思います。ただ一つだけ言っておきたいのは徒歩避難について、今浜中町は車を前提とした避難計画がされています。車による避難ルールも作られていますけれども、やはり震度7以上はないといわれる地震が想定されるわけですから、当然地盤沈下、液状化現象というものがあるとすれば、やはり徒歩というのは絶対入れなければダメなのです。ですから、先ほど徒歩で逃げて車との違いがありますよと言いましたけれども、私は原則徒歩だと思っています。新しい防災計画の中で原則徒歩と書いているのです。ですからそれを重視してほしいと思います。はっきり次の計画で地域防災計画の中では徒歩。それによらない場合もできると

いうのは車なのです。そういうことで、お願いしておきます。

それで2点目に入りますけれども、各地域の意見聴取を踏まえて、各地区の津波避難計画に反映して見直すことになると思います。高台のない避難困難地域である新川西地区、仲の浜地域、それから琵琶瀬親睦地域は、MGロードを利用して車による避難とされています。そこで、危惧されることは先ほど言いましたとおり、湿原内の約2km区間、これは泥炭形成地帯で軟弱路盤、寿磯橋という橋梁もありますので、震度7以上の地震で地盤沈下、液状化現象が懸念されて避難困難が予想されます。よって、徒歩による避難対策もこれらの地区の津波避難計画に定めて、この3地区に避難タワーの設置を進め、地域住民の命を守る避難体制の整備をそろそろ確立すべきでないかと思っております。これについては③番目にもありますけれども、もうそろそろ白黒はつきりつけるべきだと思っておりますので、具体的に総合計画の実施計画に盛り込むとか、来年度からタワーに対して実施設計を組むだとか、そういう方針をきちっと出してほしいと思います。これは町長から答弁いただきたいと思っております。

それから、昆布採取時や刺し網漁など小型船舶が操業中に津波警報が発令された時の漁船の避難対策は各地区の津波避難計画に定める必要はないかも含めて、町長から避難体制整備の考えを伺いたいと思っております。仲の浜地域については、この前ですけれども漁船については、昆布採り最中は近くにいる場合は嶮暮帰島に避難せよと。まず命が大事だと定めています。それから、この防災計画の中にも定めがありますよね。沖合にいる漁船は、水位50m以上の海域へ避難するだとか、沖出しをするだとか、そういうのがありますけれども、これは地域ごとにそれぞれ実情が違いますので、是非作るべきだと思いますが、これは事務的なことですから防災対策室長の答弁で結構ですけれども、前段の部分は町長から答弁いただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 議員おっしゃるとおり、徒歩避難困難地域である新川西、仲の浜、琵琶瀬親睦地区の避難は、津波避難計画により車避難計画となっております。町長としては、今回の地震津波の想定、そして住民説明会の意見を伺いますと、当然、車避難のリスクが非常に高いという認識を持っていますし、それから、徒歩避難の対策が必要であると考えております。ただ、対象地域は新川から琵琶瀬までの本当に非常に広い範囲となっております。避難施設の場所、種類については、現在、事務担当において専門家を交えて検討しております。そのため、現時点において避難タワーになるのか、避難艇

になるのか、また別の対策案になるか分かりませんが、分かりませんとはおかし  
いですが、しっかり決め、津波の脅威から地域住民の命を守るために、避難体制  
の整備にしっかり努めていきたいと考えているところです。なお、各地区の津波避難計  
画は、津波から命を守るための避難行動に特化した計画で、各自治会と町とが協議して  
作成した各自治会の計画でございます。避難施設の整備計画や漁船の避難対策につい  
ても、その点を踏まえて各自治会と協議してまいりたいと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 町長が早口だったので聞き取れなかった部分あるのですが、タ  
ワーになるのか避難艇になるのか分からないという話が今されたのですが、その辺もう  
少しゆっくり再度、答えていただけませんか。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 今言われたとおり、まだ避難タワー、避難艇の話もあるとお話さ  
せてもらいました。どれでやるかはまだ決めていませんから、これから決めていくとい  
うことです。まだこのことについて、避難タワーにすると地域住民に話もしていません  
し、避難艇にするという話もしていませんから、これから詰めていく話です。そのよう  
に受け取ってもらいたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 今の話は3点目に関連するのでそちらの方でもう少し深めたい  
と思います。

③令和2年12月定例議会で千島海溝沿いの巨大地震発生による大津波への対策に  
ついて、避難困難地域住民の命を軽んじていないか。どのような施策を持って守るとし  
ているのかという問いに関して、現状では車で避難。車で避難して障害物が出たら、車  
で逃げられる場所を走る車に乗せてもらって逃げるしかないという答弁がありました。  
そのとき私は、南海トラフ地震の高知県の対策と同様に避難タワーの整備を要請しまし  
たが、道が公表する浸水深と基準水位が出なければ、避難タワーの高さが決められない  
ので設計積算もできないと答弁されました。この度、これら浸水深と基準水位の指標が  
出されました。それで早急にこの3カ所の建設場所の設定、設計積算、今の避難困難地  
域の3カ所の津波高は10mだから10m以上の高さのタワーがあれば十分なので、1  
5mぐらいあれば今のところ大丈夫かなと。あくまでもこれは想定ですから20mのも  
のが来るかも分からない。とりあえず、今回、道から出された浸水深の部分はクリアで

きるということで、10m以上の津波タワーの高さがある程度決まった。そういった指針が出ました。もうこれ以上に新たな指標とかは出てこないはずなのです。だから、これで私は白黒をつけて、もうこれが出たのだから、出たことを十分認識してもらって、先ほど町長は避難タワーにするのか、避難艇にするのか、これから協議だと。そういう話では困るのです。私の地域で説明会をやった時に、多分、防災室長は聞いていると思いますけれども、避難タワーのことしか言っていませんよ。ですから、避難タワーがありきなのです。高知県の黒潮町を見て御覧なさい。あそこは6カ所の避難タワーが作られています。これは南海トラフ対策です。私は先ほども言いましたけれども、10年間ずっと地域の住民の命を守る、避難困難地域の命を守ると町長も言っていますよね。今でも1人の犠牲者も出さない。そういうことからすれば、対策を急がなければだめだと思うのです。それで今、現実的に総合計画に一切何にも触れてない。実施計画書を持って来ていますけれども、実施計画書の中には何もないです。タワーの関係は。前の総合計画の時には避難タワーありました。それで、平成23年当時は町長からは庁舎よりも避難タワーが先だっていう話もありました。だけど庁舎も老朽化し危ないということで、それでこの新庁舎を優先してやるというふうに変わってきたのです。私は甘んじてMGロードの複線化の話だとか、Y字路改修だとか、北海道に依頼しなければいけない部分があるのでずっと我慢してきました。でも道筋がついたわけですから、何もこだわることはない。ですから、もうそろそろ場所の設定だとかを先にやって来年度は実施設計に3カ所の実施設計を組むだとか、そういう答弁が欲しいのです。その考え方を聞きたいと思います。そのあとに南海トラフ地震の特措法と同等の整備に向けて、コロナ禍ではありますけれども、執行方針に基づく要請活動を行うべきと思いますが、答弁をいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 2011年に東日本大震災があつて、10年が過ぎました。この間、福島はまだまだ復興がされていませんし、原発から出てくる汚染水の処理、多くの課題が残されています。ここ浜中町では10年間で何ができたかといいますと、防災機能備えた庁舎ができました。そして今新たに避難道路も作っております。そして霧多布港の防潮堤ももう完成しています。次には漁港地区防潮堤と続いています。このMGロードを先にするという事は、議員も同意いただいたと思いますけれども、車避難の関係でまず道路。これは北海道の道路だからやろうじゃないかということを受けてやって

きました。時間かかりましたが、それでも何とか辿り着いたと思っています。次は、当然、この避難道路に関していえば、そこが厳しくなったらどうなるのというのと、これからの対策がさっき言ったその地区の避難道、避難タワー、それから避難艇も含めて、私はその中に避難艇を入れてもいいと思っているのです。そのことをしっかりこれから地域に入ってその話をさせてもらいたいと思います。そのことも計画したいと思いますし、それから、今、南海トラフの話が次出てくるのですけれども、南海トラフ並みの措置といたしますか、国の支援、それから県の支援もありますし、その要望含めてやっていきたいと思っています。南海トラフ並みのというのは、今、同時にもうスタートしているのです。私どもからすると、今やってきたことが今度は、措置法に含めて今度新たに千島海溝の法律が出てきます。多分、来年の3月あたりには出てくると思うのです。時期的には。そしてそこからまた対策、新たな事業ができるということでこれから進めていくと思うのです。その中でしっかり地域の皆さん、そしてまた議会の皆さんにもその経過を含めて計画を作っていきます。10年の計画なのです。南海トラフと同じですけれども、10年間の計画を含めて、浜中町の防災・避難も含めてやっていく仕事になってくると思います。しっかりその辺については、当然議会の皆さんとの協議、そしてまた報告も含めて、こうしたい、そうしたいという話を地域の方々の意見も聞いて、そしてうちのスタッフ、防災の担当、それから財政の担当、どうやれば一番でいいのか。いいのかとおかしいですけれども、浜中町でできる仕事、そして負担の少ないと言ったらおかしいですけれども、そういう形で求めていきたい。南海トラフも事業の関係でもそういう報告もありましたし、その方向で私も進んでいきたいと思っています。そして、その事業が固まったら当然、総合計画の中にしっかり中に入れていきたいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 今町長の答弁は、南海トラフ並みの法の整備ができて、その後に対応したいと聞こえますが、いつ来るか分からない地震なのですよ。だから、私は急いでいます。財源対策のことは、確かに特措法ができて防災減災事業債が国の方で70%つけてもらって、残り全部を県が全部持ちました。だから同じように、町村の持ち出しゼロでやりたいという気持ちが見え見えなのですよ。それは確かに地方財政のこと考えれば、その方がいいかもわからない。だけど今緊急にいつ来るかわからない地震津波対策に対して早急に取り組むべきだと私は言っているのです。命を守るために時間を

かけていいのかいということなのです。確かに今言われていました庁舎も避難道路も防潮堤もできました。そしてMGロードもやったと町長が言われるとおりです。だから、やってきて結果として今回指標ができたのですから、指標ができたからには前に進めるということがなければ、今町長が答弁されたのはこれから地域に入るとか、今回の説明会も地域に入って色んな意見が出てきたででしょう。それを基に進めるべきなのです。私はそう思います。そういう設定の仕方はしていないかもしれません。この地域は例えば琵琶瀬地域は9人しか来ていないけれども、それが琵琶瀬地域にタワーが必要なのか、避難艇がいいのか聞いたらもっと関心があつてたくさん人が集まり色々な声が聞けたかもしれない。設定の仕方一つでしょう。私はそういう時期はもう過ぎて、今回それだと思ったので、自分の地域に関しては、避難タワーということで対策室長に意見を言わせてもらいました。たくさん聞いていましたから、うちの地域でも。私はもうそろそろ財源対策のことは確かにあるかも分かりませんが、今の緊急減災防災事業債でもタワーにしても避難艇にしても100%対象で70%が元利償還金で交付税算入されるわけですから、残りは30%です。ほんの僅かな財源でできるわけですよ。この前、財政状況の資料をいただきました。これは総経委員会の資料で隔年で貰いましたけれども、令和3年ベースで見ても、令和11年までの推計も見ました。そしたら、実質公債比率はそんなに上がっていかない。そして、年度末の起債の償還残高については確かに毎年上がっていきます。これで、緊防債が使えなくなれば、ドンと上がっていくということです。これは交付税の関係もあります。自主財源として今30億円近くきていますから、これが減っていけば当然公債比率も減るという状況になるかと思えます。とりあえず私はそういった意味で財政については、一昨年の段階でいくと毎年7億円ずつ借金をしてもここ当分の財政事情は大丈夫だよと言われていまして、それは議会の中でも報告はさせてもらっている状況であります。私は緊急に必要な施設だと地域住民の命を守る意味からいって、待ったなしの状態じゃないかなと思うのです。その域から出ないのかどうか、私は来年度にでも実施設計もして総合計画に組むと町長の口から聞けると思つてこういう質問をしていますので、再度答弁いただきたいと思つます。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** まず、北海道からの支援を期待しているだろうというのは要望しますよ。確かに要望するけれども、道の財政も含めてこれから海岸線の千島海溝のところが出てきたら、そんなに道が支援できるかは分かりません。半分でもいいからうちだ

って負担するからという話だって、当然、出てくると思います。南海トラフ並みに全部ゼロでできるなんて思っていませんし、そのことは考えていません。緊防債でやるのかという話ですよ。簡単に言ったら。私は緊防債でやるという話も含めて地域にも言っていないし、議会にも言っていない。その話も含めるとすれば、まず、今回地震による津波の高さを地域に言ってきました。それはあくまでも道が示した数字を示してお話させてもらいました。今度やる時は何をやるのということは必要だと思っています。議員は絶対津波避難タワーでないとだめだという意見だと思っています。地域によって違うかも知れません。是非しっかり確認するというのは時間的に必要だと思います。それと緊防債でやるとしても時間は掛かります。すぐできるものではないです。役場を建てた時にも使いましたけれども、そういう意味では苦勞しました。そしてやってきましたけれども、今盛んに時間がないと。確かに時間がなかったです。3. 11の時から10年掛かってここまできたのですから、少しでも早くしようと思っていますけれども、今言っている重点はその地区に今回はもう移ってきたのです。それで実施していきたいと思っています。そして、その要望も含めて国には早く出してもらいたい。何故か千島海溝についてはちょっと遅い傾向もありますけれども、南海トラフの長さを見ても似たような時間が掛かって、南海トラフの事業ができたのではないかなと思っています。一生懸命担当も含めて私も地域と議会の皆さんにもまた相談させてもらって、今後しっかり詰めていきたいと思っています。今は緊防債では考えていません。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 緊防債でやると思っていないと言うのなら何でやるのですか。私は避難タワーにしたって、避難艇にしたって、それはやるとなれば緊防債のメニューに合致すると思っています。前から言われたでしょう。庁舎も含めてそういう議論は。私はずっと今まで10年間の中でも色々な話をしましたけれども、緊防債ありきでずっと考えていました。それは私の勝手な考え方も分からないが、緊防債より有利な制度がありますか。あるのだったら教えてください。逆に勉強させてもらいますから。対象事業費が100%充当で、その7割が交付税で入ってくるのですよ。企画財政課長どう思いますか。有利な財源とかあるのですか。私も昔財政を経験しましたけれども、そんな有利な制度はないですよ。だからこの制度を使って庁舎をやったわけでしょう。あったら教えてください。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** 起債の関係についてお答えいたします。緊防債は通常防災の関係について整備する場合、100%充当の70%交付税バックという部分がございます。現在、浜中町でも使えるという状況です。それとは別に国の方で補助金の交付金事業がございます。これは千島海溝の補助金の事業であります、事業費の2分の1の補助金という形で残り町の一般財源でありますけれども、これについては起債が充当でき、例えば公共事業等債が使える、そうなりますと残りの50%、半分の町の持ち出し分についてはそのうち30%、例えば交付税バックとかそういう制度がございます。それで今回町長が言われてきた南海トラフ並みと同じような国の補助のかさ上げになるということになりますと、現在の2分の1が3分の2の66.6%になるということがございますので、それに町の残りの分33%の部分に起債充てれば緊防債よりは財政的には有利なことになるということ、町長が答弁されていると思ってございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 時間がどんどんなくなってくるので④ですけれども、有利だということも分からないけれども、さっき町長が言っているように北海道がちゃんと支援する。四国の高知とかそちら並みに補助すればそれは有利かもしれません。確かにそれは町長が言っているように道の支援は厳しくどうなるのかは分からないと言っているわけですから、それであれば単独でできるならば緊防債しかないのですよ。今、制度的に延長して延長して時限立法やっているの、私はそれが1番確実だからそれに向けて陳情なり要望なりをすべきだと思っています。これは町長の考え方と私の考え方とはずれがあるので平行線のままかなと思うのですが、本当に住民の命を守るという部分を考えて場合に、マスコミでもなぜ避難タワーやらないの。釧路市だって鳥取地区に避難タワーが要望されていますでしょう。それしかないということであれば避難タワーでも私はいいと思います。場所によっては。そういうことを再度考えてほしい。私は考えるべきだと思いますので、意見が食い違っていますから、今後も引き続きこのことについては議論をしていくということにして、次の質問に移りたいと思います。

2点目ですけれども、観光施設等公共施設の整備について伺います。厚岸霧多布昆布森国定公園の指定によって、この地域の知名度が上がり観光客の増加が見込まれ、観光産業や地場産業への波及効果も期待でき、公園区域内の施設整備は国の交付金を活用できると聞いているので次の事案に対応してはどうでしょうかという提案です。

1点目、町内の景勝地に設置されているトイレは旅行者にとって必要不可欠なもので、その町の姿勢が問われることとなります。トイレのウォシュレット化について国の交付金を活用してはどうか。

2点目、アゼチの岬駐車場からトイレに向かう段差のブロックが陥没しています。躓いて怪我人が出るかもしれません。実態調査の上これも国の交付金を活用できないかということでもあります。

3点目、ハマナスロードの植栽部分は防草シートで覆われています。そのままにせず、春に咲くサクラソウや秋に咲くコスモスなど多年草で対応すると。これについても国の交付金を活用してやれないものかと。大々的にやるとすれば、活用できるのかなということも含めて質問したいと思います。それぞれ担当の方からお答えいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（戸井洋典君）** お答えいたします。国定公園区域内の景勝地のうち、トイレは5カ所を管理しております。まずアゼチの岬、湯沸岬展望台、霧多布岬キャンプ場の3カ所は簡易水洗の汲み取り式、それと琵琶瀬駐車公園のトイレは簡易水洗の浄化槽となっております。この4カ所についてはウォシュレットの取り付けは施工的には可能ですが、それぞれトイレの便槽はウォシュレットを想定しておりませんので、汲み取り料、回数の増加を想定しますと、現実的ではないと考えているところでございます。また観光客が多く訪れる琵琶瀬展望台のさわやかトイレトピリカにつきましては、令和元年度予算編成時にウォシュレットの導入を検討いたしましたが、循環式処理装置により汚水を処理し、循環利用しているため、オーバーフローする汚水に対応する追加ピットなどの設備が必要になるなど、ウォシュレットの取り付けは現状では難しいと点検業者により確認をいただいております。令和元年度におきましては、せめてもの対応といたしまして、和式便所の洋式化、男子2器中1器と女子3器中2器について改修しているところでございます。あと、国の交付金の活用についてですが、改修については対象にできません。全面的に建て替えとかになれば可能となっております。まず、この交付金を活用するために計画期間が3年から5年の国定公園整備計画の作成が必要となります。この計画は北海道が作るもので、これの計画の作成に当たっては整備要望の優先順位などの関係4町での協議が必要となりますので、早い者勝ちにはならないので、この中での協議が必要となっているところでございます。

2点目のアゼチの岬の関係でございますが、このブロックの陥没につきましては今月1日に現地を確認しております。全体的に施設の老朽化も進んでいるところでありますが、縁石と段差ブロックのすき間の陥没に係る修繕について、町内業者に現在修繕内容、費用の見積もりなどを依頼しておりますので、これが出次第、財政担当と協議の上対応したいと考えているところでございます。

それと、3つ目のハマナスロードの関係でございますが、道路につきましては公園事業として実施する道路、例えば、道路法上の道路以外の私道・林道などについては、遊歩道や自転車道に整備することは可能でございますが、一般交通のように供されている町道や付帯施設は交付金の対象とならないということで対応できないということで確認しているところでございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** ありがとうございます。それぞれ担当があるのかなと思いましたが、総じて商工観光課長からお答えいただきましたけれども、例えば、琵琶瀬展望台を全面的に改修するということになれば対象になるという話でしょうから、それはぜひ検討していただきたいと思います。

それと、2点目については了解しました。

それから3点目についてなのですけれども、部分的に一気にやるとなれば相当お金が掛かると思うので、防草シートで覆っているピンありますよね。押さえているピン。あれを数カ所抜いてみて、ワンブロックかそのくらいでも試験的にやってみる必要があるのではないかと思うのですが、その辺の考え方だけ教えていただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（渡部幸平君）** ハマナスロードの植栽の考え方についてお答えいたします。ハマナスロードの植栽升につきましては、議員のおっしゃるとおり、現在防草シートで覆いまして、雑草の繁茂を抑えている状況でございます。この作業は昨年と今年の2カ年、道路業務委託の中で実施しております。この作業によりまずは雑草の繁茂を抑えておりますので建設課としましては、次年度以降は花の植栽をし、議員おっしゃるとおり試験的に実施していきたいと考えております。また花の種類につきましても議員御提案のサクラソウも候補の筆頭と考えておりますけれども、海風に晒される厳しい環境でございますので、議員おっしゃるとおり、まずは範囲を絞って実施してみても管理のしやすい方法など試行錯誤を重ねてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 3点目に移ります。予算の効果的執行をということでお尋ねします。当初予算で議決されている公共施設の補修などは早期発注することで、住民福祉の向上が図られ予算の効果的執行となります。

1点目として、散布保育所の屋根張替えや外壁塗装の改修工事の入札発注はいつ頃になるのか。私、去年の12月の議会で担当から聞いた時は実施設計は上がっているのに、新年度で早期に発注するというような声を聞いておりました。ただ、子供たちが遊ぶところとかが必要なので、漁村センターか丸山の公共施設を使いたいという話で、その調整が必要だとは聞いておりましたけれども、それらの経緯と、今後、本当にいつ頃発注になるのかも含めて答弁いただきたいと思います。

それから、避難場所への非常灯の設置工事の発注はいつかということです。去年は渡散布の2カ所は相当遅くなってからできましたので、先ほど来、防災関係で言っていますけれども、いつ来るか分からない。津波災害に対応するならば避難場所として指定されているところの照明設備ぐらいは早期にやらないと。当初予算で付いているのですから。これについてどのように考えているかお聞きしておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 散布保育所の屋根張替えと外壁塗装の改修工事の入札・発注がいつになるかという御質問に対してお答えいたします。散布保育所の屋根張替えと外壁も張替えなのですけれども、こちらを行うにあたり約3カ月弱の工期を想定しております。工事期間中は一時的に藻散布会館に引っ越して工事を進めることから、入所児童のことを最優先に考えると、園庭で遊べる期間、また夏の水遊びができる期間を外して工事を実施する予定でございます。9月15日予定の指名選考委員会で10月4日の入札後、10日頃までには契約・発注を行う予定です。なぜ藻散布会館にしたのかと言いますと、当初、藻散布会館よりも広い丸山散布の会館をお借りして工事を進めることを想定しておりました。ただ、万が一津波が来るとなった時に避難を考えると丸山散布の会館では、現実的ではないということで、今まで訓練で慣れている避難道が保育所の横にあるものですから、そこに1番近い会館ということで藻散布会館を設定させていただきました。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） アゼチの岬及び火散布のコンテナ付近の非常照明灯の設

置工事でございます。これにつきましては、効率化の観点からアゼチと火散布を一つの工事ということで発注したいと考えてございます。現在、積算はもう終えておりますけれども、アゼチの方は町有地ということで問題はないのですけれども、火散布コンテナ付近の照明灯につきましては設置予定場所が道有林であるということでもあります。また、引き込み線も道道を横断するということでもありますので、北海道との協議がどちらも必要となってくるということで、現在協議中であるということでございます。協議が整い次第で発注したいと考えてございまして、現在の予定といたしましては今月中の発注を目指しているというところでございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 1点目の部分について、なぜ遅れているかということは聞けなかった気がするのですけれども、要は丸山散布あるいは漁村センターを使うという部分の協議が整わなかったということなのですか。それで遅くなって延びているということなのでしょうか。近々入札をするということですから、それはそれとして早めにやって欲しいなと思っておりますが、あそこの前を通ると多分わかると思うのですけれども相当酷いですよ。錆が。早急にやってほしいなと思います。

それから2点目なのですけれども、火散布コンテナの道有林なのですが、あの奥の方に小さな広場があるようですけれども、車で上って行く場合に車を置くスペースが少ないので、地元の人からはあそこの木を切ってもっと拡張できないかという質問もありますので、それに対してどう考えているか。それから今現在鎖が張っていて鍵がかかっているのです。あの鍵は誰が持っているのか、分かっていたら教えてください。最後の質問です。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** お答えいたします。火散布の指定避難場所は議員おっしゃいますとおり、火散布コンテナと養老散布の坂上の2カ所でございます。それで火散布コンテナは設置したコンテナから奥に林道が通っているのですけれども、その林道を利用して乗用車であれば20台程度を駐車するスペースということで、厚岸の森づくりセンターと協議して20台止められるようにということで、許可を得ているということでもあります。それで議員おっしゃりますとおり、先日の説明会の中でも住民の方から駐車場に4、50台程度停めるスペースが欲しいというお話もお聞きしております。そういう状況もあるのですけれども、火散布コンテナについてはコンテナと最終的な避難場所

が茶内という形になっておりますので、そういうところの課題もあるということ、それと平坦な場所がどの程度確保できるかという問題もありますし、そもそも道有林であり、保安林であるという地域でございますので、そういうところの課題もありますので、もう少し実態、現況を把握しながら場合によって北海道とも協議をして適切に対応してまいりたいと考えてございます。また、コンテナ入り口のチェーンの関係でございませけれども、コンテナの管理につきましては地元自治会のほうに任せてございます。鍵については自治会長さんが保管しています。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 6番前田議員。

**○6番（前田光治君）** 通告に従いまして一般質問をいたします。当町における春サケ及び秋サケの不漁に対する町としての考え方と対策があれば伺いたいと思います。

ここ数年北海道におけるサケ定置の水揚げ不振、特に太平洋海域が続き、浜中町でも漁業組合員が2単協ありますが、両組合とも他町と変わらず水揚不振が続いており、この対策としての町の考え方、また対策があればお伺いしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（細越圭一君）** 御質問にお答えいたします。サケの漁獲量、金額について、北海道が道内の水揚高を公表している北海道水産現勢により、浜中町の両漁協の10年間を振り返りますと、漁獲量の最大が平成22年に1201トン、最小では平成29年の223トン、最新のデータで令和元年度には373トン。漁獲金額では最大では平成26年で約6億620万円、最小では令和元年で約2億1600万円となっております。漁獲量は828トンの減、漁獲金額で3億9020万円の減となっており、主要魚種でありますので、近隣の状況は非常に厳しいものと思っております。さきの水揚不振の対策としましては、ふ化事業であると思っております。しかし近年、ふ化事業で使用する新魚を予定数量確保することができず、採卵ができなかったことも不振の一要因であると思っております。このことから、事業河川である幌戸川に遡上する新魚を確保するため、時化等による河口が閉鎖しないように河川管理を行い、本年度は幌戸川捕獲場までの魚道が浅くなっていることから、魚道掘削について浜中町サケマス振興事業協会に25万円を補助する予定とします。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 前田議員。

**○6番（前田光治君）** 次に、サケ定置漁不振に伴う乗組員の雇用の関係でお伺いしたいと思います。このことによりサケ定置船の乗組員の賃金は、基本給状態であり水揚高

により賃金が支給される、歩合給の少ないことから、なかなか乗組員の確保ができないという状態があるようでございます。こういうことに対しても、両組合または町としての対策があればお伺いしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（細越圭一君）** 御質問にお答えいたします。サケ定置網漁につきましては、浜中漁協は法人組合員5社と散布漁協は法人組合2社と共同経営体を組織しております。歩合制が少ないため、乗組員が確保できずに親方が補っているとのことですが、今現在両漁協とも一隻で操業している状況でございます。これについては経費削減のため、船数を減らしていると両漁協から聞いております。確かに現在の水揚状況では歩合給を支払える状況ではないようですが、経営者である親方が乗船していることについては、これも経費削減の一環で行われていると町も認識しております。

高齢化による将来的な乗組員の確保は、両漁協とも厳しい問題であるということですが、両漁協とも現状の乗組員で対応できている現状の水揚状況では、乗組員は増やせないとのことでありました。定置網漁については、乗組員雇用期間が8カ月ということで、この間の稼ぎで1年間暮らすということは厳しいものと思っておりますが、これにつきましては、漁業を営む上でほとんどの魚種で生じている問題だと思っております。1年間暮らせるだけの水揚げや給料があることが一番の解決策と思っておりますが、現実では厳しいので定置網漁期間以外に複数の魚種、職種を組み合わせることでは解決できないと思っておりますので、現在の状況では各漁協や町としての対策は難しいものと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 前田議員。

**○6番（前田光治君）** サケ稚魚の確保のための河川の整備及び捕獲場の整備等について伺いしたいと思います。以前は幌戸川において捕獲事業を両組合と町で進めていたように記憶しておりますが、その後の対策はどのようなになっているのかお伺いしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（細越圭一君）** 御質問にお答えいたします。捕獲事業につきましては、浜中町さけます振興事業協会の事務局が浜中町から浜中漁業協同組合に移管してからは、浜中町は直接作業に携わっておりませんが、漁協からの要請で作業しております。また、近年では新魚捕獲主要事業河川であります、釧路川を遡上するサケが大幅に減少し、釧

路川で計画されている捕獲数が大きく下回っております。それを補うため、浜中町も釧路地区として新魚の確保に努めております。浜中町におきましては、事業河川とし浜中漁協が幌戸川捕獲場、補完河川として散布漁協が藻散布捕獲場で新魚を捕獲しており、ふ化場への新魚輸送につきましても各漁協が行っております。サケ稚魚確保のための河川整備につきましては、先ほど申し上げました対策を行っております。また、捕獲場等の整備につきましては、十勝釧路管内さけます事業協会から浜中町さけます振興事業協会に対し、補助がされておりますので、浜中町さけます振興事業協会が補助金の範囲内で整備を行っている状況であります。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 5 番加藤議員。

お待ちください。

一般質問中ですけれども、この際暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 53 分)

(再開 午後 0 時 58 分)

**○議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5 番加藤議員。

**○5 番（加藤弘二君）** 質問通告に従いまして一般質問をしたいと思います。題は町の人口減に歯止めをかけ、終の棲家として移住者を全国に募る政策について。私は漁業・農業・商業後継者へ就業交付金など、福祉の分野から援助できないかとかそういう質問をしてきました。取りも直さずこれは何とか浜中の人口減に歯止めをかける施策はないか、そういうことから出てきたものです。今回は人口減に歯止めをかける施策の一つとして、都会で働く勤労者の老後は、大自然の浜中町へ移住・定住を目指して来町していただくことを心から歓迎したい。今回着目したことは、都会で 60 歳 65 歳で定年を迎えた方々が、浜中町に移住してきてこの大自然の中で終の棲家として、浜中町に移住していただくのはどうだろうか。という発想です。最初に霧多布の市街だけを見ると、私が来た 37 年前は約 500 戸の人達が住んでいましたが、今年は住んでいる戸数が 300 戸を割るところまで来ているのではないのでしょうか。

質問ですが、現在、霧多布の市街地に住んでいる戸数は何戸でしょうか。また、空き家になっている戸数は何戸でしょうか。お願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** 御質問にお答えいたします。霧多布市街に住んでいる戸数につきましては、データが町にございませんで、あくまで住民基本台帳上の業務区での世帯数でお答えしたいと思います。今年の8月末現在霧多布市街の世帯数は、霧多布1区から4区、水取場を合わせまして411世帯となっております。また、空き家の戸数でございますけれども、町で実施した令和2年度空き家等調査によりますと、昨年11月現在27戸と把握しているところです。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 私は300戸くらいで300を割るのではないかなと予想していましたが、100戸まだ残って400戸以上もあるという。私自分で戸数を数えたのです。来た時は500戸、最近数えたところ300戸でぎりぎりかなというところで、数え方は簡単なのです。共産党が時々、全戸配布のチラシを撒いています。来た時は500枚もあれば余るほど軒並み人々が住んでいました。最近300枚持って全戸配布をやりましたがそれでも余りました。そういう数でやりましたから、実際に住んでいる数といえば私の方が正確なのかなと思っています。

2つ目なのですが、空き家になってしまった霧多布市街の敷地を更地にしてしまって、200坪、300坪、500坪の規格で安価で売り出し、そこに平屋の30坪、40坪の家を建てて、木を植え園芸を楽しみ、花を植え花を楽しみ、野菜を育て食卓を自家製野菜で飾り、健康で文化的な生活をするのはいかがでしょうか。そこで、霧多布市街の土地の価格はそれぞれあるでしょうが、平均して1坪でいくらか。300坪でどのくらいの値段になるのか教えていただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 税務課長。

**○税務課長（梅村純也君）** 土地の価格についてお答えします。売買実例などをもとに、不動産鑑定士が鑑定評価した鑑定評価書によりますと、霧多布地区の平均は1平米で5500円、1坪で1万8150円、300坪で544万5000円となります。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 霧多布では、1坪で1万8150円という価格なのですけれども、都会に住んでいる親戚にいくらかと聞いたところ、桁が2桁くらい違うよと、1坪で300万円から400万円するよと言われて、本当に比較にならないほど高くて買って住むなどできない状態だという返事が返ってきました。これ幸いにどうせ寿命まで生

きるのだから住みよい場所に住んではどうかという考えはさらに進んできます。

浜中町の陸地の半数は、海に面し引き潮の時は幅100mの砂浜は4キロにも連なり寄せては返す波の砕ける様は地球の心音にも感じられる。残りの半数は、広大な牧草地で乳牛が育つ大酪農地帯と木々が生い茂る大地であります。豊かな自然を満喫することができると思うが、都会の密集した生活、地下鉄なんかに乗ると凄くごみ臭いような臭いまでしてくる。そういう中で暮らす人たちが、空気の綺麗な浜中町に自然を満喫できる、そういうところに移住してくるといのはどうかと。私は訴えたいのですが、町としてはどのように感じておられますか。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** お答えいたします。本町でございますけれども、霧多布湿原を中心に多くの岬などを有する海岸線、広大な丘陵原野や森林が広がるなど、また、漁業と酪農業を基幹産業とした自然豊かな町でございます。そのように移り住む人たちにとっては、夏は特に涼しく冬は雪も少ないことからとても住みやすい環境にあるのではないかと認識しております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** ここにいらっしゃる役場の職員の皆さん、ほとんどの人がここで生まれ育った人たちです。今企画財政課長は自然が豊かでどうのこうのと言いましたけれども、普段ここで生まれた人は今の課長のように表現するというのは、何こんなもんだべというような調子でないのですけれども、さすが企画財政課長で私の考えと同じようにやはり浜中町の自然をグッと持ち上げてアピールできるということは、それって私はとっても素晴らしいことだなと感動しています。また、日常生活は不便でないか。あんなずっと寂しい所に行って不便ではないかと言えば、電気屋さんはあるし、食料品店はあるし、呉服屋さんもあるし、さまざまな商店があって日常生活を送るには不便をさほど感じることはないかと思うのですが、いかがでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** お答えいたします。浜中町も人口減少、あるいは後継者の関係などによりまして一時期よりも商店などの件数は確かに減少しておりますけれども、日常生活を送る上では一通り揃っておりますので、不便を感じることはないのではないかと認識しております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 私も不便でないかなと思って不便なことをずっと探したのですが、不便はないのですよ。当たり前で生活できる。無いのが一つありまして、映画館というのは無いのですよね。1000円出して映画が観られるということが。でもたまに小さなところで映写会などやるのがありますから、普段の生活には全く欠けることなく生活できるというのがここだと思います。

それでは、5点目は交通の便はどのようなのだろうということですが、自家用車は軽自動車1台あれば用が足りると思うのですが、よくお年寄りの人が、釧路にいるのを見かけます。それは、朝6時前後の始発に乗りまして釧路まで行って、病院に行ったり、用を足したり、何かかんかしてまた最後の夕方6時頃来るバスに乗って帰って来る方や、あるいは駅に6時何分か茶内や浜中のJRの駅行って、一番の電車で釧路まで行って用を足して、また、同じ夕方に帰ってくるということでは、何も無理をしないでもちょっと我慢すれば、釧路まで往復できるという、そういう交通の便もちゃんと整っているのではないかなと思うのですが、町の皆さんはどんなふう感じておられますか。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** お答えいたします。軽自動車で用が足りるかどうかという点につきましては、その方の使い道次第かと考えますけれども、道東含めまして北海道という地域の特性上、例えば浜中町であれば町外の医療機関に通院する際など移動の距離が非常に多くなる場合もございますので、住むとすれば自家用車があった方が便利かと思えます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 年をとると大きい乗用車はいらないのですよ。軽自動車でも十分なのです。

次に移ります。具体的には、役場に移住・定住係を設置してはどうか。この係で土地や建て売り住宅の購入についてサンプルを示す。そういうのが移住・定住に繋がると思うのですが、これについてはいかがですか。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** お答えいたします。現在、移住・定住に関する業務につきましては、企画財政課企画調整係が行っているところでございます。併せて土地や建て売り住宅の購入についてのサンプルをということですが、その場合宅地として使える町有地の確保等が必要になりますし、町有地にサンプル住宅を建て実際に販

売するとなりますと、行政というか町単独で行うことは難しく、現状としましては移住を希望される方が民有地を購入して家を建てていただく方法の方が望ましいのではないかと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 企画財政課長が言ったように、こちらで交渉するのではなくて、窓口は作るけれども、土地を求める場合は土地を所有している人に直に対話して決めた方がいいのではないかとということでありました。でも、そういうやり方もあるし、あるいは建設会社と浜中町が共同で浜中町に移住者をたくさん迎えるために、町民の皆さんに協力をお願いして、土地を提供してくださるような、そして家を建てるならこういう家を建てたほうがいいよとかアドバイスしてくれる人などもいて、そういうのはどうですかと聞きましたけれども、浜中町が音頭をとって業者やあるいは町民の皆さんと話をして何かその方法を一つの方程式のような形で作っていく。そういうような取り組みができればいいなと私は思っております。もしやるとすれば、この施策をどんなふうに進めるかについては、やると決まったらさまざまな形で浜中町として検討していただくということをここで私が要望したいと思います。

次に私がどうして浜中町でこんなことをやるべきと思ったのは、私自身が学校の教師をやってきて最初に20代で標茶町に住んで14年で2つの学校をやって、厚岸町で1つの学校を6年やって、それから霧多布中学校にやってきました。霧多布中学校の印象が、とっても良かったのです。噂はとっても悪かったのですけれども、子供たちと会ってみたら大変素直で恥ずかしいことも平気で言うし、何か人間らしいところがいっぱいあってとっても良かったので、子供たちだけはでなくて親たちもざっくばらんで凄く良かったので、私は霧中4年目にして家を建てる決意をしまして家を建てました。その時に土地を探したのですが、本当に自分の建てたい土地はだめだったので、琵琶瀬の方に土地を持っている人に聞きました。そしたら定置の親方として「加藤さん好きなだけ広く建てていいから。俺の土地だから何坪あってもいいから。どうでもいいから建てろ」と言われて「そうですか建てさせてもらいます」と言ったら「加藤さん本当に住みたい所はどこよ」と言ったので「いや、本当に住みたいと所は朝日が枕元から上がって、夕日が西に真っ赤に染めて落ちる、今建っている所なのですからけれども。あそこに住みたい」と言ったら「それ誰の土地だと」言ったので「誰々の土地だと」言ったらすぐ電話をとって「おい、誰それ先生がここに永住すると言っているが聞いているか」「はい。聞い

ています」「え、断った」「何でだよ」「いや、親から貰ったばかりの土地なので、貸したり売ったりする立場にない」「いいんじゃないかずっと住んでいるのだから貸してやれよ。いいのか。先生いいってよ。いくらで貸してくれるか聞いているぞ」「分かんない」「300坪を1年5万円でどうだ」「うん」「それにせよ」値段まで決めてくれまして良いとこだなと思いました。一番私の住みたい所に住まわしてもらったという経験があるので、私は住みたいと都会からやってきた人たちと、でっかい気持ちで、おう、来たか。よし。楽しんでくれやって、そういう感じで誰でも向かい合ってくれるようなところが浜中町ではないのかなと思います。浜中町民の人間性を売りにして、土地300坪で1000万円、建物は平屋40坪で3000万円、諸経費含めて5000万円建て売り住宅で永住しませんか。例えばの話ですけれども、こうやって売り出すのはどうですかということです。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** お答えいたします。住宅の提供ということに関してでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、土地の確保など町単独で行うことは非常に難しく、現状としましては先ほど申しましたけれども、移住を希望される方が民有地を購入して家を建てていただくのと変わらないと考えておりますので御理解いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 財政課長が言われましたように、こちらに向かってくる方が土地を買いたいと来たときにどこに相談したらいいか明確になれば、その方と買いたいという人と直接交渉になるかなと思いますので、どこで音頭を取ってやるかという、私は浜中町が音頭を取ってやってくれたらいいなと思ったりもします。また浜中町が重荷であれば、そういう会社を今言った方向で浜中町町民がそうやって迎える準備を町民でやっていくということでさまざまな皆さんの考えで考えられるのではないかなと思います。

次に移ります。条件は移住して住民税、各種健康保険税の支払う人に限ると。初年度は10戸で人口増20人、10年かけて100戸で人口も200人増。こんなふうにして10年かけて100戸を目標にやってみれば、夫婦2人で200人、家族を入れると凄くなる。税金を計算する人は、これはいいなって所得税から道民税から色々な税金が家族でやって来れば入ってくるし、年寄りを相手にしてこういうのはどうですかと売り

込みますけれども、中には子連れで都会の勉強でなくて田舎で子供を育てたいということもあると思うのですよね。そういう点でお年寄りに呼び掛けるけれども、退職者の退職金で建物を建てて住むというメリットのほかに、町としては建て売り住宅で土地付きで利益を上げる。その上、移住者に道民税、住民税、固定資産税住んでいる限り税金がある。税金が大幅に確保されるという点で、喜んでもらって税金で豊かに暮らすと町も良くなるという。しかも、浜中町は漁業と酪農の町で人口の52%が漁業と酪農の生産者であるという。これは確か全道一の一次産業の従事者ということですよ。そういうこともあって、町では活きの良い魚が年中売られている。浜中産の牛肉や豚肉が手に入るという、住だけでなく衣食の部分も満たされていると。

9点目なのですけれども、人口が減ると今まで頑張ってきたお店屋さんも建設会社さんも大変です。人口が増えていくからこそ、そこに町ができる。人間の生きる場所として浜中町に人口を増やして活性化し、100年前にニシン場、昆布場を求めてやってきた、あの賑やかな街づくりをみんなの英知を集めて作っていくのはどうだろうか。今回は、住みよい町、浜中町。そこに気の合う人達で移住してくるということで、この計画を進めるというのは、いかがでしょうかという点です。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** お答えいたします。町としましては、人口減という公の大きな課題に対しまして、これまでも町民の皆様から色々な御意見いただきながら色々な施策を講じてまいりました。現在もそうでございます。ただし、浜中町人口ビジョンでも人口減になっていくという推計でございます。現状、人口を増やすということはやはり並大抵のことではありませんけれども、総合計画、総合戦略を基本として引き続き対策に取り組んでまいりたいと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 課長の方から人口ビジョンということも出てきましたけれども、今までの経過からすれば、人口がどんどん減っていくと見てしまうのですけれども、そこに何か石を投げて発想転換して、こんな形で売り出したら浜中町にやってくる家族もいるのではないのかなと思うので、今までのビジョンに何か良いヒントがあれば、それでやっていくと是非成功させて、減っていく人口から増えていく人口に取り戻していくような方策を町民みんなで考えるというのはどうでしょうか。

10番目なのですけれども、これは田舎で子供たちの教育はどうなのだという事な

のですけれども、ここ数十年で浜中町出身の大学進学状況も素晴らしい成果を上げています。自然の豊かさ、人間の純朴さ、子供たちが教わる教育レベルの高さを私たちは高く評価するとともに、先人たちの努力の賜物が現在の浜中町に繋がっていることを更に自覚して、人口を増やして住みよい浜中町にしたらどうかという考えなのです。これは教育のことですから、私は教育の町浜中町と言っても過言ではないと思うのですが、これをもっと現在あるところプラスにして考えて、浜中町の教育を高めていくという点については、教育長はいかがお考えでしょうか。当然の話ですみません。

**○議長（波岡玄智君）** 教育長。

**○教育長（佐藤健二君）** 今5番議員さんが、浜中町の高い教育政策を評価していただきまして、非常にありがたく思っているのですが、やはり浜中町は自然の豊かさ、それと議員さんもおっしゃられているように、ここに住む人々の良さを土台としながら、これまでも先人の人たちが教育を脈々と継続して進められております。ただ、私たちはこれまでの財産を土台にしながらも、今やはり教育に求められている施策を十分にこの町でも対応しながら、小学校から中学校、高等学校あるいは社会教育に向けて、そういう面で教育環境をより一層、私たち教育委員会としては整備することをまず大事にししながら、そこに人口ビジョンより浜中町の人を増やすというようなことを進めていっていただければなと考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** どうもありがとうございます。そのようなことで産業や文化や、今、教育長が言われたとおり教育もまだまだ夢のあるこれからの町だと思うので、皆で力を合わせることによって人口増にやはり向けていく、人口が増えてくると店屋もたくさん物を揃えておかないとならない。家を建てるとなると家を建てる人達の仕事もたくさん増える。活性化がぐんと広がると思うので、どうか加藤の質問というか提言というか、これのひとかけらでも引っ張り出して、活性化と人口増に繋がるように進めていただくことを希望して質問を終わります。

**○議長（波岡玄智君）** 4番小松議員。

**○4番（小松克也君）** 通告に従いまして質問をさせていただきます。太陽光パネルについてということになりますけれども、現在、政府は2030年における温室効果ガス削減目標を2013年度と比較して46%削減し、さらに50%まで削減する事を目指しておりますが、これまでの削減目標である26%ですら達成できることが危ぶまれて

いる状況でさらに20%も上積みした目標を設定しております。今日の国の状況では、今後9年間で46%の削減は現実的に無謀な設定であり問題があると言わざるを得ません。

そこで次の点について質問させていただきます。太陽光の現状についてということで、本町での設置数や発電量の現状推移などの太陽光発電の現状はどうなっているのか質問させていただきます。

**○議長（波岡玄智君）** 税務課長。

**○税務課長（梅村純也君）** 令和3年1月1日現在の設置件数は308件です。次に発電量の推移であります。令和元年が256件で8460キロワット、令和2年が276件で1万557キロワット、令和3年は先ほど言いました308件で1万3151キロワットとなっております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 小松議員。

**○4番（小松克也君）** 本町での太陽光発電で問題点としまして、太陽光発電の自然破壊や公害を誘発している発電所はありますか。あるとすればどのような対策をとっていますか。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** お答えいたします。本町におきましては現在のところ、自然破壊や災害を誘発している太陽光発電施設はないものと認識しております。

**○議長（波岡玄智君）** 小松議員。

**○4番（小松克也君）** 太陽光パネルは発電量の変動が激しく、バックアップ電源や蓄電設備、送電線網の整備などで、実際は火力発電や原子力発電よりコストが割高となる認識はおありでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** お答えいたします。近年太陽光パネル等の価格が安くなって、太陽光による発電コストが低くなってきているとの経済産業省の試算が発表されたことは認識しておりますけれども、一方で地球温暖化対策として太陽光パネルの需要が増え、パネル等の価格が上昇しているとの一部報道もございます。これからどうなっていくか非常に先行きが読みづらい状況であると認識しております。

**○議長（波岡玄智君）** 小松議員。

**○4番（小松克也君）** 環境対策として進めようとしている太陽光発電の設備増設は環

環境保全や災害を減らすどころか、津波の被害や深刻な土砂災害のリスクを高めて自然環境そのものを破壊する公害をもたらしかねないと思われます。また、太陽光発電が爆発的に増えることによって、FIT再エネ固定価格買取制度、電気料金に再エネ電気賦課金として上乘せされることになっておりますが、国民の負担額は現在よりもはるかに高くなる事は目に見えています。キャノングローバル研究所の杉山研究主幹によれば政府の目標どおりに太陽光発電等を整備すると電気料金は現在の5倍になり国民や企業にも大きな負担を強いる事になることが予想され産業は壊滅状態になるとの事です。このようなことに対しての認識はおありでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** お答えいたします。太陽光発電施設の増加による地域の問題、それから二酸化炭素の増加による地球規模の環境破壊、難しい問題でございますけれども、太陽光発電だけに留まらず、さまざまな発電方法にも一長一短があると思っております。太陽光発電だけ問題があるとは言えませんので、今後の動向に注視してまいりたいと思っております。また、再エネ賦課金制度のあり方でございますけれども、再生可能エネルギーの導入増加に伴って上昇してきており、さまざまな意見などがある制度とは認識しておりますけれども、国のエネルギー政策における制度でございますので、それに対する個別の意見については存じ上げてございません。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 小松議員。

**○4番（小松克也君）** 分かりました。将来的に膨大な量の太陽光パネルが産業廃棄物として、処分されることになるとは思いますが、パネルには有害物質、それも毒性の強いカリウムヒ素とカドミウムと鉛が含まれているということです。これは、パネルリサイクルに大きな障害となり、大量の再生不可能なごみを出すことと思われます。これらの物質は処理困難物質になっており、最終処分問題が未解決として残されている中で適切な廃棄、リサイクルを行わないと不法投棄の温床となり、土壌汚染などの深刻な公害の原因となりますが、その対策は現在の条例では開発規模が大きいものしか規制の対象になっておりませんけれども、規制対象や規制エリアを広くして被害を防ぎ自然や景観、町民の生活環境を守る必要があると思われます。本町としても、もっと強制力のある措置をとるべきだと思われますが、御見解はいかがででしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** お答えをいたします。太陽光発電施設の設置、運用

に当たっては資源エネルギー庁や環境省などがガイドラインを策定し、関係法令を遵守しながら事業を行うこととしており、発電終了後の撤去、処分につきましても、廃棄物処理法などにより適切に処理を行うことと定めがございます。しかしながら法令を遵守せず放置されるのではという心配も一部尽きないところではございます。国は、再エネ特措法に基づく認定を受けた10キロワット以上の太陽光発電施設を対象に、外部機関に撤去等費用の積み立てを義務づける制度を検討するなど対策を講じているところであると、町も認識しているところではございます。町といたしましても国の動向をこちらにも注視するとともに、本町の条例により届け出のあった施設につきましては、設置や処分等が適切に行われるよう、しっかりと指導、助言を行ってまいりたいと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 小松議員。

**○4番（小松克也君）** 次に、コロナ対策としてイベルメクチンという医薬品がありますが、その投与についてですけれども、一応、保険も適用され医師との合意があれば、投与できるという事になったようですけれども、浜中町ではどのような対応になっているのでしょうか。お伺いします。

**○議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**○診療所事務長（中山正教君）** 御質問についてお答え申し上げます。イベルメクチンは寄生虫などによる感染症の特効薬として国内認可されており、医師が必要であると判断した場合には保険適用で処方されます。御質問は新型コロナウイルスへの投与についてでございますが、議員も御存じのとおり、浜中診療所は新型コロナウイルスの簡易検査を実施する医療機関として位置付けられておりまして、処置等はしておりませんので、御質問に関しましては医師が合意することも投与することもございませんと回答させていただきます。ただし、イベルメクチンにつきましては、今の時点で予防薬としても治療薬としても有効性が明確に示されておりませんが、検証が続いているようでありますので、検証結果につきまして今後も注視してまいりたいと考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 小松議員。

**○4番（小松克也君）** 分かりました。イベルメクチンについては検討していただいてもよろしいのではないかと個人的に思いますけれども。これで質問を終わらせていただきます。

○議長（波岡玄智君） 2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 2点について一般質問させていただきたいと思います。最初に公共施設長寿命化計画の優先順位はということを中心に寿命化計画及び総合計画の実施計画について伺いたいと思います。

まず、長寿命化計画は現在の各施設の老朽化への対応策として、従来までは改築、建て替えということを中心に進めていたものを、目標使用年数を80年とし定期的な改修を施すことで、今後40年間の維持更新コストの削減、及び予算財政の平準化を図るとともに、この計画を策定することによって公適債の活用が可能になるものと理解しておりますけれども、まずこの理解でいいかどうかを確認させていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） お答え申し上げます。本計画につきまして、ただ今議員おっしゃったとおり、施設の維持コストの削減、予算の平準化、さらには公適債を活用するような場合には必要不可欠な計画として、国の閣議決定に基づくインフラ、寿命化計画、それを踏まえ基本的な方針として、公共施設等管理計画を策定、それに基づく個別の施設の対応方針を定める長寿命化計画が平成30年に策定されてございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） この計画は、学校教育系、社会教育系、町民文化系、スポーツレクリエーション系の各施設の劣化状況評価などを踏まえた上で計画が示されております。この中で長寿命化の方針として、以下のような施設を除き、建て替えから長寿命化改修に切り替え、部位改修を併用した整備を行いますとあります。言い換えれば長寿命化を実施しない、あるいは実施できない要件が数点ございます。その中の一つに校地、要は学校の敷地ですね。校地環境及び施設周辺の安全性が欠如している施設と記載されておりますが、安全性が欠如している施設というのは、本町の場合どのような立地条件を考えての記述でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） ただいまおっしゃったとおり、この方針の中で施設の長寿命化を目的とした改修が相応しくない、既存の建物の長寿命化をするべきではないという条件の一つでございまして、その中で校地環境、あるいは周辺施設の安全性が欠如している施設を除くという記述がございまして、これはどのような立地条件かというところ

でございますけれども、これは校地環境、いわゆる学校敷地の環境ですとか、施設の周辺環境その状態が当該施設を今後、この場所で継続維持していく場所として相応しくないという場所であると判断された場合で改修を行うことで、この場所で長寿命化を図ることは望ましくないということでございまして、例えば建設当初は全く想定されていなかったのですけれども、その後、隣の建物が地盤沈下してこちらの施設の方に向かってくるだとか、崖の上あるいは崖の近くに建設されていて、山が倒壊、崩れてくるときに一緒に倒壊してしまう恐れがある。そういった立地条件があった場合に、その場所で長寿命化を図るとするのは相応しくない。長寿命化でなくて安全な立地の基で改めて建て替えることが、望ましいだろうという見解の記述でございまして。その上で本計画は、策定した時点では本町の施設の中ではこういう項目に回答する施設はございません。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** あくまで計画作成上の一部であるというような答弁かなと思うのですけれども。この長寿命化計画では使用年度80年と目標を定めて、長寿命化を進めようという計画でございまして。築80年ですから、例えば20年経過していれば向こう60年ということで、40年経過していれば今後40年ということに施設によって異なると思うのです。築後80年までこの施設を使用するという大命題の基にこの計画があるわけですよ。言い換えれば80年、要は40年後、50年後まで施設が使えるか使えないかという判断をした上で、投資じゃないのですけれども予算付けして行って改修しようということですよ。その上で、本町にはそのような立地条件はないと、そういう認識ということでございました。それで、最初申したように学校教育系、町民文化系、スポーツレクリエーション系の計画には、今言ったような文言がしっかりと載っております。ただ、社会教育系の計画には、立地条件等に関する記述が一切ございませんけれども、これはどういう理由なのでしょう。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（赤石俊行君）** 教育関係につきましては総合文化センターですとか円朱別地域文化会館がございまして、基本的には当初からこういった想定はないということで、このような想定されていなかったということでもあります。関係する施設につきましては、総合文化センターですとか円朱別地域文化会館が該当する施設でございまして、当初から条件は必要ないというか、該当しないということで想定は最初からされ

ていないということでございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** ちょっと理解できないのですよ。要するに最初の答弁は当町には該当する施設はないと。他の施設も。であるけれども、基本的な考え方として計画を載せたのだと、この文言を載せたという答弁だったかなと思うのですけれども。今の社会教育系施設に関しては、2施設だけなので、全くその必要はないと判断したから載せていないととれるのですけれども、矛盾していませんか。他にも対象となる施設がないわけですよ。うちの今の学校含め、公の集会施設含め、スポーツ施設含め対象がないにも係わらず載せたと。社会教育系に関しては、対象はなくても載せるべきじゃないですか。これは。どういう整合性かちょっと理解できませんので、再度4つの計画併せて答弁いただければと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（赤石俊行君）** 基本的にはどの計画も考え方というのは一緒でございますけれども、たまたま、社会教育系にはこの記述の部分は、想定されていなかったということで、当初30年の時に計画を作った時点では、そういった考えでこの部分は省かれていたところでございますけれども、再度、策定当時のことを調べまして、後ほど回答させていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 今の件についてはこれ以上申しませんが、本来であれば同様にすべきだったのではないのかなと考えます。

それで今、話に出た社会教育系、うちの場合は総合文化センターと円朱別小学校跡地の地域文化館の2施設がございます。地域文化館については、今後の需要と見込みを考えて改修計画は行わないと長寿命化は行わないとなりまして、総合文化センターのみがこの計画の対象ということであると思っております。この中で総合文化センターの改修計画は、劣化評価のC部位の修繕を優先し、平成39年度といたしますから、令和9年度になるのだと思うのですけれども、長寿命化改修を行いますと明記してございます。それで、ホームページに掲載があります総合計画の実施計画が、令和5年度までの実施計画が載っております。その中では明年度に長寿命化実施設計費2000万円、5年度には改修費4億8000万円の計画額として記載されております。以前の予算審議の折に、文化センターに関しては今後9億円くらいの改修費が必要になるというような課長の答弁

もございました。であるとすれば、5年度だけじゃなく6年度にもわたって改修が実施されるのかと思うのですけれども。まず、現在実施設計をするのにあたってどういう改修内容を考えておられるのか。まずこの説明をいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（澤邊昭彦君）** 御質問の改修工事の内容ですけれども、現在のところ実施設計に向けて協議はしておりません。原課として今後要望して改修していきたい内容を御説明したいと思います。外部に関しましては、屋上防水工事、外壁タイル前面及び、躯体損傷分の改修。内部では、ロビー及び視聴覚室の雨漏り箇所の天井改修、排煙設備改修、エレベーターの更新、受電設備であります変圧器等の取り替え、ロビー等の水銀灯をLED化、ステージの昇降装置の更新、舞台吊り物ロープ及びワイヤー等の取り替え、給排水設備の改修、空調及び暖房設備の改修、最後に郷土資料室のリニューアル等でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** まず前段、現時点では長寿命化の実実施設計までは考えてないという答弁だったかなと思うのですけれども、聞き間違いでしょうか。聞き間違いならごめんなさい。要は次年度、端的にいきます次年度の実実施設計費2000万円は当初予算で計上するという考えなのか。そこをまずお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（澤邊昭彦君）** 言葉足らずですみません。実施設計に向けての協議というのが、建設課とまだ協議してないということで御理解願いたいと思います。議員おっしゃったとおり、令和4年度に向けて長寿化の実実施設計を行うということで現在進んでおります。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 要は実施設計の中には、今課長が詳しく答弁くださった長寿命化を図る上では必要な改修全ての実施設計になるという理解でよろしいですね。まず、予定していたとおりC部位は劣化診断によりますと、屋上と外壁が文化センターの場合C部位と判定されておりました、これは極力早い段階で改修が必要ですよというような、要はA B C Dまであるのですけれども、下から2番目の改修が必要な部位と理解します。今現在の雨漏りが発生しているわけですから、雨漏り対策などがこれはもう当然待ったなしの状況なのだと思います。まずC部位の改修を優先と書いているのです。尚

且つ、令和9年度から実施設計を行いますと書いてある中で、約5年前倒しする計画になるわけです。次年度の実施計画を実施して2000万円で、5年度から4億8000万円、多分6年度もとなるのだと思うのです。この5年も前倒しして実施しなければならないというような、現状、切羽詰った状況というのはどういうものがあるのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 前倒しについての御質問ですけれども、大きく2点ございまして、まずは施設設備の経年劣化及び供給されている設備がございまして。特に先ほどの改修内容でもお話ししましたけれども、充電設備については月次点検において9カ所の指摘がございまして。また水銀等においては2021年に生産停止、エレベーターにおいては2023年より部品提供が終了し保守困難と通知を受けておりますので、早期改修が必要であります。

2点目としては、議員心配して下さっている雨漏りです。深刻な状況にありまして、ロビーや階段付近、視聴覚室や障害者用トイレで現在みられます。このままにしておくと、電気設備の漏電も起きかねない状況にあります。御存じのとおり、先月オープンしました宮川博元記念ギャラリー及び4月にオープンしましたルパンコレクションの展示室も備えております。数々の貴重な作品を展示、保管しておりますので、今後それらの展示室にも雨漏りが発生することも考えられますので、早期に解消しなければならないという理由であります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） この計画は確か30年です。今から2年、3年くらい前にできた計画です。言い換えれば3年経った今、当初予定というか考えていたものより相当劣化が進んで、前倒しが必要になったという答弁になるのだらうと思うのですけれども、要は3年のうちにそれらが必要になったという認識でよろしいですか。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 設備については、例年指摘受けていますので、3年間で悪化したということはありません。ただ、先ほど申し上げたとおり3年間の間に展示室が2カ所もできたということで、貴重なものの保管をしっかりとしていきたいという観点から早期に改修したいと考えています。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 前段申しましたように、この長寿命化計画の優先順位はということで大きな質問の趣旨に立っています。それで、雨漏りは現在どこか相当昔からですね。雨漏りしていて対策が必要だというのは重々理解していますし、是非実施すべきである。ただ、今言ったような長寿命化計画で文化センターは確か築30年くらいと思うので、向う50年文化センターを使用するためにこういう改修が必要になるのかという計画であると認識しているのですよ。ただ、優先順位ということで考えれば、限られた財源ですから、他にも優先すべき施設があるのではないのかなと僕自身考えます。それで伺いますけれども、学校教育施設で劣化診断の結果にC部位があり改修が必要であるよという学校はどこで、どういう部位があるのかお答えいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（舟橋正誉君）** 学校施設におきましては、部位劣化状況の評価のCなのですけれども、これにつきましては茶内小学校の屋根・屋上、それと茶内中学校の校舎の屋根・屋上と茶内中学校の体育館の屋根・屋上、霧多布中学校につきましては外壁、電気設備、機械設備がCの判定となっております。現在使っている学校につきましては以上のとおりです。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** この計画が出たとき第一小学校にも触れましたけれども、他の学校にも色々ございます。現在使われている学校施設でC部位があるのが霧多布中学校と茶内小学校と茶内中学校であると。何度も言いますように、文化センターは来年実施計画をして令和5年、6年で総額9億円くらいになるという改修が優先なのか。私茶内ですので茶内小学校に行って見てきました。当然原課も把握していると思うのですけれども、まず、小学校の職員室が雨漏りしてまして、一部天井の建材が多分業者の方が入って天井裏がむき出しですよ。その下にたらいを置いて、要は雨水が他に流れ行かないようにそこだけで受け止めようというような僕でもできるような対策かなと思うのですけれども、それが実施されております。尚且つ、理科室がございまして。理科室は本当に至るところに雨漏りの跡がありまして、天井の建材、石膏ボードじゃないですが、白い塗料みたいなものがふやけて落ちて、それが何カ所もございまして。尚且つ、一部にはカビも発生しております。行った時にある方がドローンで茶内小学校を上から撮った映像を見せてもらいました。それを見ますと、本当に防水シートなのです。アスファ

ルトをやったようなものではなく防水シートのように僕に見えるのですけれども、本来、緑である色が白くなってしまって今にも2階の4年生・5年生・6年生の教室の辺りもいつ雨漏りが起こってもおかしくない状況だったなと私自身は見てまいりました。そういう施設、ましてや学校教育施設、子供たちの教育に関係する施設で現在使われている所でこういう劣化が認められる中で、どの事業を優先して、いずれこれは公適債をうちの財政事業できますと最大の50%くらいが、対象になるのかなと思うのですけれども、せめてどれが優先すべきものなのだというのを内部で検討されたことがあるのでしょうか。それとも、各担当の原課ごとにこういうものは判断されて予算要求するという考え方なのか、まずこのあたりを伺いたいと思う。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** 御質問にお答えをいたします。議員おっしゃいますとおり、施設の長寿命化もしくは改修といったものについては、文化センターそれから学校施設問わず、これから非常に課題になっていくものと考えております。まず、内部での協議という点に関しましては、今後建設課も含めまして、予算策定時、総合計画のローリングも絡んできますけれども、やはりそこで、どの事業を優先させるかということのを原課それから建設課、企画財政担当と併せてしっかりと協議した上で、予算の策定に向かうという方法をとっていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 是非そのように本当に現状を建設課も含めて見て、優先すべき事業をしっかりと詰めた中で、文化センターの改修をするなどは言っていません。私は、急ぐのであれば、本当にC部位の改修、雨漏りは絶対優先的に必要だろうという中で、是非しっかりと内部で検討し、先ほど教育行政方針の中でも今年度初めて教職員とのディスカッションをやったということですので、是非そういう面でもしっかりとした上で事業実施していただきたいと思えますので、これについては終わりたいと思えます。

2点目について伺います。水門班職員の安全確保はということで質問通告させていただいております。本年4月に地域防災計画の改正版が示され、7月には新たな津波浸水想定が北海道から示されました。今後地域ごとの避難計画が策定されるものと思えますが、ここでは水門班職員の安全確保ということで伺いたいと思えます。

まず防災計画の本編22ページの災害対策本部の組織につきましては、本部長を町

長、副本部長を副町長、教育長とするほか、6部の役割分担が定められております。その1つに防災ステーション部というものがございます。部長に水産課長、水門班班長に企画財政課長、班員として漁政係、水産振興係、港湾係のほか、別に定める職員となっております。津波警報、又は大津波警報が発令された場合速やかに水門、陸閘、樋管を閉鎖するという計画にはなっておりますけれども、第2非常配備体制、第3非常配備体制時における水門班職員の具体的業務内容というものはどのようなものなのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 質問にお答えいたします。水門班の第2・第3非常配備体制の業務内容につきましては、津波警報発令後、水門班は津波防災ステーションに集合し、災害対策本部の指示により陸閘、水門を遠隔操作により閉鎖作業を行います。樋管につきましては現地に向かい閉鎖作業を行うこととなっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 津波防災ステーション管理規則第6条、施設の操作では操作を遠隔操作で行う場合は、施設を監視機器により監視しながら行うものとし、操作が安全かつ確実に行われていること確認するとあります。以前の答弁です。5年、6年くらい前の当時の企画財政課長の答弁では、霧、要は濃霧も含めますが、霧などがある場合は監視カメラでの確認ができないため、陸閘、水門にも職員を配置しているというお答えがございました。今の水産課長の答弁ですと、水門、陸閘に関しては、全てカメラ監視しながら遠隔操作で行うので職員は、配置しないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 御質問にお答えいたします。当時のカメラにつきましては、まだ精度が悪かったということで、平成27年に施設を更新いたしまして、当時無かった雨や霧の時に使うワイパーとかズーム機能が付いておりますので、確認できるということからそういうことになっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） ただ、樋管ゲートについては職員が現地に走って行って閉める操作をしなければならない。繰り返しますけれども、津波警報、大津波警報が出ている中の業務ということになるわけでありまして。それで管理規則第7条には、操作に従事する者の安全の確保というものが定められておりまして、第1項では、気象庁の発表する

津波発生予想時刻等を基に算出された退避時刻を経過する前に、操作を完了または中止し、安全な場所に退避するものと謳ってあるのですけれども、この退避時刻、要は気象庁が津波到達予想時刻を発表した後に退避時刻が算出されるのかなと文言を読むだけで受け取れます。誰が退避時刻、場所によって時間も若干違って来るのかなと思うのですけれども、誰がどのように算出してその退避時刻を職員に伝えるのか、そういうシステムができ上がっているのかを答弁いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（細越圭一君）** 御質問にお答えします。退避時間の想定に基づく指示に対する御質問になりますが、こちらについては、水産課長の私が算出して職員に命令を出すことになると思っております。そのことにつきましても、現在樋管までの時間を新庁舎になりましてシミュレーションを行っております。その中では現地に向かって閉めて完了までに約8分から9分かかるということになっておりまして、現在道が出された二十何分ということも職員がまず出る時間も含めて算出して職員に指示を出そうと防災係とも協議しております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 後ほど再度伺いますけれども、同じくこの第7条の第2項に前項に定めるほか、前項というのは第1項先で言ったように課長が瞬時に計算して職員に命令をする退避時刻です。これに定めるほか、職員自身の安全性が確保されないと判断する場合は、操作を完了または中断し、安全の場所に退避するものとあるのですけれども、これってかなりぼやっとしまして、僕が考えるには個人差が生じやすい。ましてや、職員という使命感から危険が自分に迫っているから止めようという判断が果たしてその職員に課しているものかということがあるのです。かなり安全上懸念がある決め方かなと思うので、それについてあくまで私の感想です。現在、防災対策室では地震に伴う津波避難対策に鋭意に取り組んでいるところでございます。揺れが収まってから5分以内に避難行動を開始するように呼びかけております。そうした中に水門班で樋管に職員が向かうということは、これはもう逆走する話になるわけで、避難行動にも影響が出るでしょうし、それで以前出たのが樋管のフラップゲート化ということでありまして。防潮堤が完成して盛大に完成祝いもされる中で、私から言うとフラップゲート化が終わらないうち完成にはならないのかなと思うのですけれども、国の事業ですのでここまではやらないということで、完成という運びなのかなという認識でいるのですけれども、この

フラップゲート化の以前まさに水産課長の答弁では、現在、水取場の道の管轄の嵩上げもありました。それで、道が水取場防潮堤で実施する樋管のフラップゲート化の方法等を参考にして、今後残る4つの樋管ゲートについても対応していく、実施してくという答弁がございました。それで、水取場の道が実施したフラップゲートはどんな工法でどれくらいの工事費が掛かったのか把握しておりますか。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（細越圭一君）** 御質問にお答えいたします。水取場のフラップゲート化につきましては、工法的にはまずスリースバルブという上のところを全部撤去して、それで排水する場所に板を付けまして、水力の圧力で閉まるという形なのです。北海道の事業費については手元資料ないのですが、前回一区のフラップゲート化した工事については資料を持っていますので、そちらについては748万円でフラップゲート化を行えています。この他に委託料が加わるという形の金額でできる予定となっております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 一区は町独自でやったフラップゲート化ということで、多分、去年の当初予算か何かで、その時予算質疑でも私聞いていなかったのもので、フラップゲート化になったという認識ではございませんでした。ということは残り3カ所ということですね。残る3カ所は当然実施するのだと思うのです。これが実施されることによって、職員が現場に行かなくて済むわけですから、残る3カ所の実施時期と財源等についても考えがあればお聞きしておきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（細越圭一君）** 御質問にお答えいたします。フラップゲート化の時期につきましては、現在、開発局の方に御相談申し上げております。ただ、事業が完成したばかりで、またすぐに新たな事業を同じメニューになると開発局の方から少し待っていただけないかということをおっしゃっております。このことありまして、早期には行いたいと思っておりますが、まずは財政と相談しながら財源の確保ができましたら早急に行いたいと考えております。ただ、議員おっしゃいますとおり、職員が現場に行って閉めることとなりますので、安全ということをお考えますと、まずはフラップゲートを半分ぐらいまで通常閉めておきまして、雨水とか高潮になった時に色々と調整して、そうすると第一波で津波が来た場合でも早期に行かなくてもその周辺の浸水だけで終わって、絶対

引き波というのがございますので、その時に庁舎が上にありますから昼間でありましたら引き波、津波防災ステーションですと霧多布港の潮位計もございますので、そちらを見ながら大体20分から30分の開きがありますので、その時に行って閉めることも可能かということでは、防災対策室も話しております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 今、課長が説明されたのはフラッグゲートじゃなく、今現在の樋管の話ですよ。一区が748万円で実施されたというのは単費じゃなく、国の事業があつてやったということですか。残りの3カ所も国の事業として実施したいと考えているということですね。どれくらい、1年後くらいに改めてお願いに行くのか。今現在詰めているのか、または3カ所を一遍にやってしまうのか。できれば3カ所の方がいいのですけれども、仮に2年後になったとしても3カ所一遍に同時にでき上がるような方向で、是非検討していただきたいと思っておりますけれども、およそどれくらいを目標にという答えがあれば教えてください。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（細越圭一君）** 御質問にお答えいたします。この予算につきましては、開発局も年2、3回程度概算要求だとか予算が確定した時に、根室港湾事務所の所長が来庁していただきまして、町長等に説明をしていただいております。その時にもフラップゲート化についてはお話してございまして、何年度と言うことは言えないのですけれども、そちらについては毎回伝えてございまして、予算化を要求していただいております。開発局の予算に乗せていただけるようお願いしているところでございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** そうなのでしょうね。そうなのでしょうけれども、期待しながらということなのではございますけれども、例えば町負担が1銭もないよという事業ではないと思ふのですよ。それで、この事業を感覚的にもし国の事業でないとするならば、緊急防災減災事業債、いわゆる緊防債。これの対象事業として乗っかる事業なのかなと思ふのですけれども、なぜそう思うかと言いますと、消防が実施する消火栓の設置事業がありますよね。あれは緊防債の対象になるのですよ。まさに防災に関することであるがゆえに緊防債の対象になるのではないのかなと思ふのですけれども、例えば緊防債が使えることになったので町でなるべく早く実施したいと。ただ、残る先ほど来出ている7割緊防債で交付税算入で3割は負担ということになるので、この3割について開発局の方で

うですかとかという提案をすることで、もし実施が迅速化するのであれば、そういう方法もあるのかなと思うので、そういう素人考えが通じるかどうか。今現在どのように企画財政課長考えられますか。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** 御質問にお答えをいたします。今回のフラップゲートに関しまして、緊防債について事務レベルで問い合わせをさせていただきました。原状復旧と言いますかそういった形について、現段階での活用はちょっと難しいのではないかとこの答えを事務レベルでいただいたところなのですけれども、先ほど、国土強靱化5カ年加速化対策の中で危機緊急自然災害防止対策事業費の拡充というところで、そちらも充当率100%交付税措置率7割というところがあります。ただ、これに関してはまだ確定とはいきませんが、その中に港湾施設の改修だとかも入っていますので、そちらも視野に入れながら、今後の財源対策に取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** さすがに、5年も待つという話はないと思うので、そこは是非とも理事者とも相談して迅速に対処していただきたいと思っております。それで、最初に申したように警報発令時には速やかに、水門、陸閘、樋管を閉鎖するという表現でございます。速やかにという表現は警報発令後直ちにとという意味で理解してよろしいのでしょうか。何でもこういうこと聞くかというとき、平時、岸壁で作業している方だっておられるでしょうし、ましてや漁期になれば船で漁に出ているということになります。発令後直ちにとということになれば、どういう対応がこういう場合にとれるのかなということが、懸念されますので、今現在、考えておられる対策といたしますか、ものがあれば示していただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（細越圭一君）** 御質問にお答えいたします。速やかという表現になると思いますが、こちらにつきましては発令された後職員が津波防災ステーションに到着し、町長の指示により閉鎖命令が出たらすぐ閉めると。それが速やかと思っております。ただ議員御指摘のとおり、水門と陸閘についてはカメラを見ながら監視しながら閉めるということになっています。また新たに今回の陸閘の設備によって、人が挟まれたの感知すると陸閘が止まる仕組みにもなっております。そういうことも含めて、あと

は漁業とか出た場合については組合で監視して止めながら、ただ発令になったときには速やかに全部閉めるということで防災対策室ともその辺については協議済みでございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** うちの場合、津波というものからどうしても避けて通れない環境である以上、やはり今から漁協なり漁業者等々に普段から協議をして水門、陸閘を閉めるに当たってのルール作り、要するに警報発令後、ボタンを押してから陸閘なり水門が閉まるまでの時間というのは調整できるのかどうか分からないけれども、例えば、閉まりきるまで5分掛かりますよという時間は当然決まっていると思うのです。今言われているように、気象庁から発表があつて、第1波到達時刻等も示されるわけです。あるいは漁場にいる場合、果たして水門を潜って帰って来られる時間があるのかないのか。ないとすれば先ほど1番議員言ったように島に逃げるとか、そういう対策というものをしっかりルール化しておく必要があるのかなと思うのですよ。漁協任せという考えじゃなく、しっかり漁協とそういうところは詰めておく必要があるのではないのかなと、それを基に訓練等に関して活かしていく。基本的なルール作りが必要じゃないのかなと思うのですけれども、考えについて御答弁いただけたらと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（細越圭一君）** 御質問にお答えいたします。議員おっしゃいますことについては、水産課としても危惧しているところでございます。その中で、浜中漁協、散布漁協の両漁協に津波時の避難の考え方について、お答えを聞いているところでございます。

まず浜中漁協につきましては、津波避難計画を作成しないということで、これは東日本大震災後の理事会で決定済みとなっております。こちらの内容については、先日専務の方にも確認したところ、津波の形状また高さ、何処で発生したか等によって色んなことが想定されるので、マニュアルを1つでは作れないということで、計画を作成しないということになっております。散布漁協におきましても、こちらについては作成できないと。そして、基本的には操業現場とか色々なところがありますので、自己の判断で沖出しや寄港等を行っていきたいと聞いております。また、各漁協にお伝えしているのは、津波警報、注意報が発令された場合には即座に陸閘、水門は閉めるということはお伝えしております。閉められた後については、皆さんで防潮堤を超えていただくようにお

願っている状況でございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 両漁協とそういう協議がされて、漁民の皆さんも承知している  
と理解したいと思います。最後になりますけれども、この地域防災計画、分厚い冊子が  
ございます。出来たのが今年3月でしたか、その後災害対策基本法が改正になりました。  
避難に対する部分で、避難勧告が避難指示に一本化されますよという分かりにくい曖昧  
な位置付だったので、より緊急度がある避難指示に一本化されますよと決まってお  
ります。当然、計画の見直しで、避難勧告というワードがある部分はすべて見直しが必要に  
なってくるのだらうと思うのですけれども、多分そうなると思います。それで、今回、  
例えば改正がなされた場合、その部分のみをいわゆる差し替えができるような作りにな  
っていると思うので、今までみたいに1冊丸ごと作り変えるのではなく、その部分の  
みを改正し持っている方々に差し替えてもらうという手法でこういう形になったのか  
と理解しているのですけれども、今言っている避難指示に一本化する作業を含め、方法  
等も答弁いただき終わりたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** お答えいたします。浜中町地域防災計画の関係でござい  
ます。避難の関係でございますけれども、今までは避難勧告と避難指示ということで、  
同じく避難を呼びかけるという部分で2種類あったものが、全て避難指示に一本化する  
ということでございます。それで今回の地域防災計画の勧告指示の部分が、相当数載っ  
てございます。数えていませんけれども、恐らく枚数にして100ページとかにはなる  
と思います。その部分については、次期の計画の改正に併せて直していく形になります  
けれども、この冊子をどういう形で直していくか、冊子の紙のベースの部分をもど  
のよう  
に直していくかは今後検討していきたいと思っております。以上。

**○議長（波岡玄智君）** 10番渡部議員。

**○10番（渡部貴士君）** 通告書に沿って御質問させていただきます。移住定住制度の  
促進についてお伺いいたします。第6期浜中町まちづくり総合計画において、「浜中町  
人口ビジョン」と「浜中町創生総合戦略」が策定されています。産業の後継者対策や子  
育て環境の充実など、地域経済の発展と活力ある地域社会の形成を目指し、人口減少や  
少子高齢化対策に取り組んでいると示されています。そこで、移住と定住の状況と人口  
減少対策についてお伺いさせていただきます。まず、高校卒業後の町内在住数と比率、

あと、外国籍の方の在住就業者数をお伺いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** 御質問にお答えいたします。私の方から高校卒業後という点についてお答えをいたします。高校卒業後の動向を全て把握するのは非常に困難でございますので、一つの例として説明したいと思います。平成30年末町内の中学校の卒業生の動向ですけれども、計62名おられました。62名のうち36名が霧多布高校へ、残る26名が町外高等学校等へ進学などを選択されたということになります。先ほども言いましたけれども、町外の26名の方の動向というのは資料としては、行政では持ち合わせておりませんので御理解いただきたいと思います。それで3年経ちまして、令和2年度令和3年3月の霧多布高等学校の卒業生31名につきましては、町内企業などへの就職者については10名、家事手伝いが1名、家業継承者2名で町内への就職等した比率というのは41.09%となっております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（山平歳樹君）** 外国籍の在住就業者数とはという質問にお答えいたします。外国籍の在住就業者数につきましては、就業先はこちらで把握しておりませんので、令和3年8月31日時点での外国人住民登録者数について申し上げます。国籍では9カ国、男女別では男性12名、女性92名の合計104名の登録者数となっております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 渡部議員。

**○10番（渡部貴士君）** ありがとうございます。まず高校生就業者数で41%半分未満の方が高校卒業して町内に就職され残っているということですね。意外に少ないのかなという数値でした。ここには浜中町以外の高校を卒業された方が戻って来たのはカウントされていないとことですね。外国籍の方の数値、意外に多くて、ここは逆にびっくりしました。104名の方がいらっしゃるということで、主に水産加工業と酪農のヘルパーさんみたいな仕事をされていると伺ったことがあるのですがけれども、ビザ等の関係でこの方たちは3年以上の勤務というか、在住というのは難しいと伺っているのですが、その辺いかがでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（山平歳樹君）** 申し訳ございません。そこまで確認しておりませんでしたので後ほどお知らせしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 後ほどこの数値については確認させていただきます。最初の質問の文言の中で「浜中町人口ビジョン」は10年計画で、昨年策定された時に、10年後までに4900人を減らないように、そこを目指すという数値でした。そこには、今、在住されている100名余りの外国人の方は含まれているのでしょうか。町の人口というところに関してです。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） お答えをいたします。基本的には含まれているということで推計をしております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 今現状100名余りの方が、浜中町民の扱いをされているということですね。ありがとうございます。逆に考えると、外国の就業の方がいらっしやらなければ、町のホームページでも町民の男女比率での人口の数字出ていますけれども、それよりも外国籍の方の人数が少ないということですね。理解いたしましたので、次の質問に移らせていただきます。

お試し住宅の利用状況と定住への働きについて伺わせていただきます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） お答えいたします。お試し住宅がスタートしたのは令和元年度からでございます。令和元年度につきましては、6月下旬から10月上旬にかけて4組9名、令和2年度はコロナの影響のため利用を休止させていただきました。今年度でございますけれども、現在まで2組8人が利用し1組がコロナの影響で自粛、今後におきましては1組2人の予約と、もう1組の問い合わせが入っているところでございます。

また、併せて定住への働きかけという点についてですが、お試し住宅の入居時に町の移住に関する情報提供や利用アンケートの実施、退去時に感想などの聞き取りを行いまして、移住希望の場合は相談をしていただくという形になっております。前向きな御意見をいただいたものありましたが、残念ながら現在のところ実際に移住に繋がったという事例はないということでございます。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） ありがとうございます。僕も夏にお試し住宅使用されていた

方の知り合いから移住したい場所を探していると。多分小さいお子さん何人かいらっしゃって、カヌーやシーカヤックなどアクティビティーをされる方がそっちに行くので間接的です。もし僕のところを尋ねたら、一緒にアクティビティーするとかお願いしますということだったのですけれども、ちょっと僕も都合が合わなくてご挨拶できなかったのです。それで、僕はもうその時後悔ですよね。まず知らない地域に来て移住の候補地を探している。そこで僕は接点を持って地元を案内できれば、企画財政課の方で御案内していたのはまた別な観点で、町の紹介ができたのかなという思いがありましたので、どんな方がどのような理由で使っているのか、全員が移住をしたいという目的で使っているというわけでもないと思うのです。宿泊の代わりホテルの長期滞在の代わりに使っていらっしゃるかもしれません。ただ御本人たちが本気で移住をお考えであれば、そこは個人情報等もありますけれども、住民としてももう少し移住に向けたお手伝いをさせていただければなと思ったところでした。

2つ目の質問は納得しましたので、3つ目の質問をさせていただきます。地域おこし協力隊員の増員募集についてお伺いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** 地域おこし協力隊員の関係についてお答えいたします。地域おこし協力隊につきまして、現在1名任用しております。隊員の任期は来年5月まででありますので、業務を引き継げるよう、既に9月6日から募集を行っているところでございます。本町の地域おこし協力隊につきましては、町との雇用契約という形になることから、募集を希望される団体等での活用方法が前にも申し上げておりますけれども、町の考える地域振興等の方策と一致するような形であれば、その団体への派遣を検討していきたい。または、色々と話し合いもしていきたいと考えております。その上でやはり地域おこし協力隊につきましては、3年と任期終了後にその市町村に定住してもらいたいという思いがありますので、どのような活動をしてもらうか、受け入れる側の体制を整え、それから住環境の確保なども大きな重要な要素だと考えますので、それらを踏まえながら引き続き検討してまいりたいと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 渡部議員。

**○10番（渡部貴士君）** 現隊員が来年5月まで、僕もつい先日浜中町で地域おこし協力隊員を募集しましたという案内をホームページと、あと現隊員がSNSで発信しそれをシェアしている方がいて知りました。業務の内容については引き継ぎという形なので

すね。有効な制度で、人口ビジョンの人口減に対しても大変有効だと僕自身は思っているのですけれども、ホームページとそれとシェアする個人のSNS等での発信、総務省のページにリンクがあったと思うのですけれども、JOINというサイトで協力隊員の募集案内をしているのを総合ページで確認をさせていただきました。確かそこでは9月2日で浜中町が出ていました。その前日か翌日に根室市では10人募集されたのです。根室の10人もびっくりしたところだったのですけれども、拡散方法・告知について、ホームページとJOIN以外で広報ということでは何かされていますでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** 現在の所その点については、他は利用してございません。例えばふるさと回帰センターでありますとか、北海道移住定住センター等の協力も得ながら、場合によってはなかなか見つからないといった前回の反省点としてはございますので、それも踏まえて取り組んでいきたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 渡部議員。

**○10番（渡部貴士君）** それで僕も今回この質問をさせていただこうと思って、以前にも何回か協力隊増員について伺っています。増員も少し、要は1名以上してみてもどうですかという提案なのですけれども、つい先日僕が見たのは9月5日付けの北海道新聞電子版で、その前に新聞でも見たのですけれども、来年度地域おこし協力隊の予算が倍増。令和3年は1.5億円、それが来年度3億円で予算を計上すると。新聞の記事を読ませていただくと、総務省は、新型コロナウイルス禍での地方暮らしの関心の高まりを受け、全国の地域おこし協力隊員を来年度に大幅増員する方針を固めたとあります。そこで1.5億円から3億円。コロナという悪いイメージしかないのですけれども、逆にというか、新しい働き方、時代が一気にもう10年くらい進んだように見受けられるものもあります。記事の中では、密を避ける生活やオンラインの普及で若者の価値観が変わり、地方回帰が進んでいると分析があります。僕も全くそのとおりだと思っているのです。観光業をさせていただいています。この時期ですので、数は当然少ない対応なのですけれども、地方から来るお客様、電話でのお問い合わせもあったり、以前のお客様とお話しさせていただくこともあるのですけれども、やはりコロナ禍になったので地方へ旅行にも行きたいし、生活が羨ましいと。小さいお子さんがいる都会の方は、自分たちの子供はエアコンが掛かった室内で遊んでいる。外で遊びにくい。僕も子供と比べられてしまったのですけれども、日焼けして目がきらきらしていないということをお

れました。コロナによって東京の都会の一極集中から地方への分散、これは国が政策として掲げている問題、あと地域おこし協力隊の予算も倍増ということは今、御紹介しましたけれども、地域おこし協力隊の給与に関しては、総務省のホームページから2、3回クリックただけで地域おこし協力隊についてというページが出てきて、それを印刷ただけです。これはどなたでも見られるものだと思うのですけれども、令和3年度は1.5億円から来年3億円になるということと、あと、上限での給料の人件費の表記がありました。上限いくらという記載もあるのでありますが、人件費に関していいますと、100%、10割が国から交付されるということですよね、特別交付税措置として1隊員あたりに上限470万円まで人件費以外のものも含まれていると思うのですが、これ10割支給ということによろしいでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** お待ちください。この際暫時休憩します。

(休憩 午後3時10分)

(再開 午後3時34分)

**○議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** 協力隊の人件費の関係についてお答えを申し上げます。議員おっしゃいますとおり特別交付税で隊員1人当たり470万円、人件費を報償等という表現しますが、基本に約270万円、その他かかる経費について200万円の計470万円です。本町の協力隊については、実は270万円よりちょっと多く支給されているということで御理解いただきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 渡部議員。

**○10番（渡部貴士君）** ありがとうございます。同じサイトでも協力隊のことで記載がありました。一般定住率は60%ですが、本町の現隊員に関しては定住率でいうと200%です。個人情報に係わるので、これ以上ちょっと申し上げない方がよろしいかと思えますので、人口減の対策に対して大変有効である制度だと思っております。以前、課長ともこの部分をお話しさせていただいて、要は住居の部分が問題だということもお話されておりました。人件費以外の部分を更に協力隊を募集するための住居の改修だとかいうところには充当できないものなのではないでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** お答えいたします。先ほど特別交付税の内訳を申し上げましたけれども、やはりその住居の借り上げ等については、こちらの経費から出すことはできるのです。ただし、例えば、本町の協力隊は会計年度パートタイム任用職員ですから、住居手当については正職員と同様の制度はないものですから、もしも使うとなると借り上げに充てるということは可能でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 渡部議員。

**○10番（渡部貴士君）** 現職員は、僕たちが見た感じ役場の職員と同じような感じの会計年度職員の対応なのかなと思っていました。ただやはりこの制度の中でも、地域おこしに従事できるような産業団体にとかその産業に直接従事できるという記載もありますので、そこも含めて各産業団体と協議していくというお考えというか、計画というかその辺はいかがでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（佐々木武志君）** お答えいたします。先ほど答弁にも申し上げましたけれども、やはり目指すもの目的と一致するということ、浜中町の場合は当然、産業振興を図る上で、協力隊が必要だということであれば、行政側から見た視点と産業団体等から見た視点、また違うと思いますので何らかの機会でこういったお話も交えながら場合によっては、こういったところに活用できるのではないのかというところがお話しできればとは考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 9番落合議員。

**○9番（落合俊雄君）** それでは、せっかくの機会でありますので、通告に従って質問をさせていただきます。質問は1点です。ルパン三世ペイカードの現状についてとお尋ねをさせていただきたいと思っております。このカードについては、ルパンカードの後継として3月に提案、可決されました。その後、当初予定していた開始時期とは多少遅れましたけれども、6月21日運用は開始されたと承知をしておりますが、町民の間には広く認知されている状況には至っていないように見受けられることから、この際、町の受けとめ方も含めて現状についてまずお尋ねをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。これは3月定例会で、2年度の最終補正でシステム整備補助として1500万円が計上され、そして更に新年度予算で取扱高5億円と想定をして、町が負担する1%分500万円を当初予算に計上されたものであります。これは、確かに地域経済にとって有意義なものであろうという判断から議会としてはそれを可としたところでは

ありますが、果たしてその現状はどうかということで、この際、まずお聞きをしたい。当時の課長の説明によりますと、まだ、加盟推進を図っている状況で、今大規模事業者に対しても一生懸命説明会をしている状況であるというお話だったと思います。結果的に言いますと、割と大きい事業所が参加を見送ったということが起こりました。これは、町内の事業所も含めて参加を促す期間、時間的な問題がちょっと足りなかったのではないのかと。もう少し時間的にしっかりと推進を図るべきではなかったかなと思いますが、その辺について町としてはどのように受けとめておられるのか、まずその辺からお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（戸井洋典君）** お答えいたします。5月の商工会通常総会におきまして商工会長が変更になったということで事務手続が生じまして、当初の予定から遅れてのスタートとなっております。町の171事業所に商工会を加えた172件のうち、操業開始時の利用可能店舗38件ございました。現在は商工会含めた43件での利用可能となっております、5店舗増えてございます。比較的大きな事業所が参加を見送ったことの要因といたしましては、一つの事業者につきましては、レジシステムが本社で一元管理されております。そういったことで個店でのシステム導入については対応不可ということで、当初より参加が見送られております。またもう一つの比較的大きな事業所につきましては、現在使用しているレジシステムとルパン三世ペイカードのシステムが連携できないために、レジの2度打ちという手間が生じます。レジ作業が煩雑化すること、またその煩雑化に伴いお客様を待たせることによって、苦情が寄せられるのではないかという懸念事項があるとの理由から加盟が見送られていると伺っております。

参加を促すに当たって時間的な問題はなかったかという部分でございしますが、これにつきましては2年前から商工会では電子マネー化について検討されておまして、事業者へ周知されてきております。また、本事業の実施に当たり、国補助金の交付申請を行う際にも電子マネー化の話は、各事業者へ周知されておりシステムの扱い方など詳細な部分の事業者説明会は、事業開始の直前となりましたが特段時間的な問題はなかったのではないかと感じているところでございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 落合議員。

**○9番（落合俊雄君）** 数年前から検討されてというお答えであります。それは私もある程度承知はしています。ただ、具体的にその事業者に対する内容説明が、どうも行き

渡ってないという気はしたのです。それは3月議会の時も事業者さんがよく理解していないのではないのかという気がしていたのですが、一生懸命やるというお話なので、それをやめろと言う話にはならないので、そうですかとしか受けとめられないのですが、今お答えがあったように経理が二重になるという部分も含めて、手間が掛かると当初から想定されていた話ではなかったのかなという気はするのです。基本的にこのカードにチャージをしてカードを使って買い物ができるのですが、チャージができる事業所とチャージができない事業所、使うだけのところと色々あるのですが、チャージをされたところの店にしてみると、それは基本的には経理上は預かり金になってしまうのですよね。そこで使われた、利用してもらったのは、これは基本的に精算が行えるまで売掛という状態なのですよね。要するにそこで金が出たり入ったり目の前でできる話ではなくて、お客さんは目の前でお金をチャージしたから出したという感じがあるのですが、使われた店にしてみると、それが2週間後とか何日後にしか金にはならないと。だから聞いた話であります、それを加盟している事業者さんの中でもチャージするのが面倒くさいから現金で払ってもいいですよという事業者さんもあるのです。要するに面倒くさいというのが推進というか、事業者は躊躇する一つの要因でもあるのかなと私も考えたのです。これはどうすれば解決できるかという話にはなかなかならないと思うのです。いわゆる何とかペイという他のものとは質が違うというか、そんな感じなので利用しやすいと受けとめれば、受けとめられるのですが、使いづらいと言われたら、それ以上答えようがない今の状態は、これはこんなものかという感じがします。

3月定例会の時に課長は、当然町民の説明会も開催して、そこには私どもも参加して色々な状況の説明も含めてやるという話だったのですが、実際に地域説明会等は開催されたのですか。されたとすれば、その時の参加者、町民の方の反応はどのようなものだったのか。もしその辺が分かればお願いしたいと。よろしくお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（戸井洋典君）** お答えいたします。まず先ほど、レジシステムの連動性などを理由に参加を見送った事業者につきましては、今月中にシステム会社と連動性などの改善を図るべく、協議検討するという事で伺っております。提案の町民説明会の関係でございますが、5月13日から20日の間の5日間、1日2回の合計10回が予定されておりました。町民説明会につきましては、緊急事態宣言の発出と重なりました、実際には3日間6会場での実施に留まったところであります。説明会への町民の参

集状況も悪く関心の低さが感じられたところでございます。出席された方から運転免許証がなく普段歩いて買い物に行っており、店にカード1枚持って行ってチャージすればポイントも使って買い物ができ、小銭を数えて出す手間も減るので便利で大変よいという声もいただいております。

利便性につきましては参加いただいた町民の皆様には理解していただいたと思っております。またその状況をどのように受けとめたかという点につきましては、説明会への参加率が悪かったのは実施に当たっての周知方法がチラシ配布のみであったということから、各自治会や町内会、老人クラブの代表の方への連絡など説明に赴いて、もったときめ細かい対応が必要だったかなと感じているところでございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 落合議員。

**○9番（落合俊雄君）** 会場も少なく参加者も少ない、それなりに反応された町民の方もおられるというお話であったように思います。それはそれとして、今、開始から2カ月を過ぎていきますので、現在までカードの利用状況はどのようになっているか、把握をされているのか。また、商工会の方で、別予算を使って全戸に2千数百枚1000ポイントのカードを無料で配布しましたよね。こういうものがどのように使われているか。要は、自らが作ったカードであれば自らチャージして使うということがあるのですが、無料で配布されたカードは一体どういう状況になっているのか。場所にもよりますが、何のためにこのカードが送られて来たのかよく分からないと。どこでどうやって使えるのか。そういうような人も中にはおられます。そう考えますと、一体2カ月間でこのカードはどのような使われ方をしているのか、その状況というのはある程度大体毎月集計されて出てくるのだらうと思っておりますので、この際ですからもしその辺が分ればお答えをいただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（戸井洋典君）** 6月21日の事業開始から8月末までの実績でございます。配布カード全戸配布分2328枚に対して、8月末現在で利用されているカードは515枚でございます。利用率は22.1%となっております。利用状況につきましては、6月は25事業者で延べ968回で利用金額は339万1133円、7月は31事業者で延べ3156回で利用金額は1003万1153円、8月は26事業者で延べ2840回で利用金額は1131万6434円が利用され、事業開始から8月末までの合計では31事業者で、延べ6964回で金額で2473万8720円が利用されてお

ります。6月21日の運用開始以来、利用率は毎月徐々に本当に徐々にですが上昇してきてはおりますが、まだ低い利用率ですので、加盟事業者の拡充やカードの普及啓発活動に力をいただくよう、商工会に対してお願いしているところであります。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 落合委員。

**○9番（落合俊雄君）** 今、おおよその事業者数と利用回数も含めて、お答えをいただきましたが、今後も事業者を含めてもっと利用促進を図ることが、より必要だろうと思います。そこで現在40数カ所が加盟されていますけれども、加盟されています事業所からどんな声が寄せられているのか。

また、当町の町民カード以外に観光カードも期待しているという話があったのですが、観光カードというのは、どんな利用がされているのでしょうか。1000円チャージすればカードがもらえて、それを使うか使わないかはある意味でいうと、ルパン三世というカードを1000円で買って帰るといふ話になるのか。それをもっとチャージしていただいて町内で活用していただくという話になるのか。一体町民カード以外の観光カードというのは、2カ月3カ月でどの程度売られたのか、その辺分かりましたらお答えいただければと。

**○議長（波岡玄智君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（戸井洋典君）** お答えいたします。導入する前につきましては機器の操作に不安を抱いておりましたが、使ってみると思っていた以上に操作が簡単で利便性が高まったという声や会計時に小銭のやりとりやお釣りなどの対応がないので効率的という事業者からの声に加えまして、チャージすることでポイントが付与され、直ぐにポイント利用もできることから、お得感があるといったお客様からの声も寄せられると伺っているところでございます。

また後段の観光カードにつきましては、同時にスタートするという予定ではございませんでしたので、まずこちらのカードは様子を見てからスタートするというので、東京の関係者とは話をしておりました。ところが実際にやろうと思ったところ、観光カードにつきましては、ノベルティーが付くので日テレの方にノベルティーを払わなければならないということで、観光客につきましても1000円チャージを条件として、配布するというので決まったと伺っております。今後は、今1種類しかないのですが、名刺のように数を増やしてカードの種類を増やして普及を図っていきたいということで

伺っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 落合議員。

**○9番（落合俊雄君）** 観光カードについては、今お答えがあったのですが、カードの種類を増やすということになってくると何かその辺にいっぱいあるカードと同じようなもので、それが実際に地域経済に繋がっているかどうかは多少疑問なところがあるような気がします。先ほど報告を聞きますと、この3カ月近くで2400万円という取り扱いと報告を受けていますが、このまま1年間推移するとどうなるのでしょうか。という疑問が湧いてきます。いわゆるルパン三世ペイカードに至るまで商工会は色々な取り組みをされてきたことは私も承知しています。最初のスタートはピリカスタンプか何かだったような気がします。台紙にスタンプを貼って、台紙一枚溜まるとどうのこうのという。それがルパンカードというカードに変わって、町はその整備費を負担したくらいで、町が直接それに関してポイントを付与することはなかったと思うのですよね。今回電子決済に対して1%補助することになったのですが、これまで色々やってきたのがあるのですが、プレミアム商品券は2割分を町が負担して町内の地域経済の活性化にと何年か取り組んでこられた経緯があると思うのです。それも、町内手を挙げれば何処の事業者でも使えるということで、参加は結構多かったですよね。でも結果として見ると、行き渡って参加した業者全てに行き渡ったかというところではなくて、どっかに偏りがあって使われているところは思い切り使われているけれども、使われてないところはほとんど使われていないという格差があったと思うのです。2割を町が補助しても、そういう感じで地域全体の経済にとってどうだったのかというところ、効果はちょっと偏りがあったかなという気がこれまでのプレミアム商品券にはあったかなという受け止め方を私はしています。そうした中では、これまで、色んな対策を打ってきたのですが、実際に地域経済に大きな貢献を果たすことがなかなか難しい状況がずっと続いていると思います。

これは以前に私申し上げたかもしれませんが、要するに、環境変化、人口減少含めてもう40年、50年前くらいから車社会が変わって、人の動きの流れが全く変わってしまっていて商店含めた環境が大きく変化して行って、更にそのあとお客さんの心情として、やはり価格と品数とかそういうものから店舗を選択するように変化をしていった。車社会と並行してようになってきた結果的には、近隣にある大規模商業施設にどうしても消費は流れている現状をずっと見てきたのですよね。その中で何とか頑張って地域の小さい

けれども店舗として維持をしてきた事業者さんも結構おられます。現在もいると思います。ただ、維持することが大変厳しい状況になってきていると。お客さんの要望に応えられない。結果的には。維持するためにはどうするかと言ったら、できるだけ在庫を持たない、品数も減らしていくことになってくると、悪い言い方をすれば負のサイクルに入っている。維持しているだけ、維持するのがやっとなで客の要望に応えようという努力が自らではできない環境の中に追い込まれてしまっている現状があるのではないかなと。結局そういう事業者さんは、将来に対して漠然とした不安を持っているわけです。いつまでできるかと。結局いつまでできるかという不安を持っているから、事業を継続することの難しさ、例えば家業を子供たちに譲るだとかそういう選択肢を自ら放棄するといいますか、俺の代で終わりだという事業者さんが、町内を見渡しても結構いる。2代3代と続いたけれども、俺で終わりなのだ、私で終わりなのだという事業者さんが結構多いのが現実だと思います。それは色々な事業者があるのです。それは確かに社会の発展とともに時代の要請を含めて、色々事業者さんがそこに展開をしてきた。ただ、その変化に対応できなくて撤退をしていく、これが今だと思います。

こういった状況の中で、先ほど5番議員が移住・定住の話をされていましたがけれども、若い時は自らの移動手段はしっかり持っているから別にそれほど不安に感じることはないのですが、ある程度年齢を超えますと、その移動手段すら無くなってくる。そうなった時に、身の回りに必要なものを手に入れる方法が無くなってしまっている。車で移動できる時は大型商業施設に行ってお買い物する。それができない人は、いわゆる宅配サービスを利用して、自ら買い物に行かなくても、申し込みだけすれば物が届きお金を払えばそれで済むという選択をされている方も結構おられます。だからそういった中で、地域経済の活性化を目的としたルパン三世ペイがどう太刀打ちできるのかというのは非常に難しい問題だろうと思います。実際に今はまだあるから先ほどどなたかの質問で、取り敢えず町内で何とかものは間に合うからこの町は何とか住める町だというお話があったかと思いますが。確かにそういった側面はあるかもしれないけれども、それは足らざるものを外に求めているから何とか成り立っているのではないのかと。目の前にあるものが無くなった時に本当にどうするかということを実際に皆さんが考えておられるのかどうか、甚だ私も疑問に思うのです。私も70年近く生きていますから時代の移り変わりというのは、この目である程度は見てきたつもりであります。そうした中で、今の町中に30年40年50年くらい前の賑わいはないのです。正直言って。暗くなっ

て人が歩いているそれはあったように思います。日中でも買い物に行くだとかそういう姿は見られたのですが、今は本当に見られなくなりました。人が歩く姿が見受けられない。極端な例ではありますが、たまに夜に人が歩いていると今日は何があるのかなと思ったら、残念ながらどなたかの不幸があって、そのお参りにというそういう動き、極端に言うとそれ以外は無いに等しい。私は茶内に住んでいますから、茶内の街を人が歩くのではなくキツネが歩くしかないのが現状です。こういう中で、本当に地域経済をどうやったら保てるのかという視点が必要だし、これも一つの起爆剤にはなるのかもしれませんが、たださっき言ったように使いづらいという印象がもの凄く先に立ってしまって、しかも利用できる店舗が限られているという話になってくると、これは本当に普及するのは、至難の技ではないかと考えてしまうのです。町が1%補助する、確かに5億円に対して500万円の予算の規模としては、そんなに大きいものではないですよ。工事費や物品の購入費などと違って目立たない予算なのかもしれませんが、500万円という金額がこのままでいくと、執行残が生まれる可能性だって今の状況でいくと予測されてしまう。こういったものに執行残が出るというのは、いかがなものか。地域経済に全然貢献してない予算だと。予算の額はともかく、こういった予算というのは一定程度町民に評価をされてこそ予算の価値があるので、それは額の多寡ではないです。額が小さくたって、あれは良い予算で町民にとってうれしいという評価を得られる予算でなければならないはずなのです。これは500万円とか100万円じゃない、これが例えば5000万円だから町民が評価するかというところと違うのですよね。自分たちにとって良いか悪いかが町民の評価なのです。町民の評価が得られるようなものになってもらわないと、これは予算を通した議会としても令和3年度決算でルパンペイの1%負担分が半分執行残になりましたとなったら、えっという話になります。予算を通した方も問われるし、出した方も問われるし、その辺を考えていくと、我々も含めて真剣にこれをどう推進するか、更には、追加補正が必要になりましたという状況が生まれるそんな環境を作らないと、これはいけないのではないのでしょうかと私は考えます。

ちなみに私も1000ポイントが付いたカードではなくてチャージしてカードを作りました。1000ポイントのカードは息子の所に行って私の所には回ってきませんでした。私は税務上は世帯主になっていますが、権利は何もないので自分で行使しないと権利を得られないのです。今これまで申し上げたように利用が低迷していると。1000ポイントカードも含めてもチャージされたのが22%でしたか。特に私が住んでいる

のは農村部の方なので、農村部の反応はほとんどないです。はっきり言って。使える店舗がないという言い方も極端に言えばされます。そういう中で利用価値のないカードを配ったのかという批判を受けないために、これから当然その事業者の努力も必要でしょうが、これを払拭するためには行政として何らかの策を講じなきゃいけないのではないかなと私も考えています。これがいわゆる地域経済の継続性を担保するものにならないと。本当に言い方悪いですが死に金になります。先ほど来、色々なお話が出ていますけれども、やはり自分の代で終わりだ、事業継続は難しい人が結構いるというお話をしました。でも、ある意味でいうとこの町がこれからもしっかりと生き残るために必要なものとして、地域の商業含めた事業所が存続できる環境をいかにして作るかが私は求められていると思いますし、この4月から施行された浜中町地域企業振興基本条例というものがあまして、この中では当然、町の役割、企業者の役割、町民というこの三者の基本的なスタンスが謳われていますけれども、これが本当に結果を出すためには、今行われているこういった一つの事業が軌道に乗るか乗らないか。それが次のステップに繋がってくるのではないのかなと私も考えています。そういった意味で、事業を継続する、又は継承するために色々な人の手を借りる。先ほど話が出てきた町おこし協力隊も含めて、色々な意味で地域の中で本当に必要なものが何なのかという視点をこれからはしっかりと持って行政は進んでいかないと。自然豊かな町ですと言っても人がいなくなるようになったら町は形成できなくなります。子育てに優しい町、年寄りには冷たいのかという話もなります。要するに高齢化が進んで私もいつどうなるか分かりませんよ。車の免許返納をしろと言われた時に、私の移動手段は無くなりますからね。そういった時にそこで住み続けるしっかりとした基盤がほしいですよ。これは若い時私はそんなこと全然考えませんでした。車に乗って走ればどこまでもいける。行動半径はかなり広がったが、年を取ると行動半径はどんどん狭くなるのです。これが歩いてしか行けないとなった時に、どこまで行けるかという話なのです。そのような切羽詰った年齢に私もなってきたなと思うのです。だから余計に地域経済を真剣に考えないとだめなのではないかと最近思うようになりました。こういう私の勝手な話をずっとさせていただいていますが、ところで話は変わりますが、町長はルパン三世ペイカードはお作りになりましたか。利用されていますか。質問でございます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 浜中町がやっている事業のように聞こえてきて、何か肩身が狭い

なと思ったら違うのですよね。これは商工会の仕事だと思っています。そして、商工会、商店の商工業者にとって良かったという事業になってもらうことを願っています。浜中町だって今までプレミアム商品券を11年間続けてきました。商工会はルパンカードを作っていましたよね。そして今度はペイカードになったということで、逆に商工会から先ほど言ったプレミアム商品券に出してもらっているお金をペイに回してくださいということでスタートしているのですよ。だから浜中町にも責任はあると言えはると思います。そういう意味でしっかりやってもらわないといけないということがあると思います。先ほど課長が説明しましたが、パーセンテージも出ましたがちょっと分からないのは若い人たちがどのくらい使っているかというのが気になる場所なのですけれども、まだその数字が出ていません。やはりプレミアム商品券の中でも、最後に課題に残ったのは若い人が買わなかった、使わなかったということも私も聞いているのですけれども。あんなに2割、大きい時は3割もあったのですけれども、それなのにどうしてということで、商工会事務局長にはしっかり総括をなささいよと。総括やってその対応したらどうですかというのが、本来だったらルパン三世ペイに引き継がれるべきだったような気がするのです。ただ救いは高齢者のおばあちゃんが財布を持っていかなくてもと言ったらおかしいですけれども、小銭を持たなくても買い物に行ける。チャージして買ったらお釣りもこない。そういうことからする、それは一つの突破口になるかもわかりませんが、是非、老人クラブ含めて働きかけるのも必要だと思います。そして説明会も少なかったですから、積極的に商工会としてその拡大をするのが筋だと思っていますところでもあります。農家のために農協はある。漁家のために漁協がある。店屋のためには商工会です。商工会にしっかり頑張ってもらおうというのは、基本だと思っています。そのことを通じて、もう少し積極的に商工会として動いてもらいたいと思っていますところでもあります。

カードは私も妻がチャージしたのは1000円入っているカードでありました。私が持っているのは、1000円が付いていないカードでそのカードにチャージさせてもらいました。ただ、使い方がどこで使うかというのが、できたらよくやっていた議会の議員の皆さんとの懇親会を是非やってもらって、その時に使おうかと思って今入れているところでもありますよね。チャージはしましたけれども、まだ未使用であります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

**○9番（落合俊雄君）** 町長はカードを作られたということでありますので、いつ作られたかは問いませんが、いまだ未使用ということで、未使用ということは地域経済に貢献していないのですよ。それはタンス預金と同じでありまして、預かり金はどこまでいっても預かりであります。それが流れて初めて経済が回るのでありますから、その辺は私らとの席を設けたときまで使わないと言わずに使える場所を探してください。もしなかったら、一生懸命回りのところ行って何としても入れと、俺カードを使いたいからと。それぐらい積極的に動かれたらいかかなと私は思います。

一部事業者ですよ。系列もそうなのですが、コンビニ系列、3店舗加入していますけれども場所によっては、ほとんど利用実績がないというところもあります。これは系列の本部が参加しなさいと、地域限定でも参加しなさいと、うちの方はそれを何とか回すからという話で参加されていますけれども、大手のところですから利用実績がそれほど多くなければ、うちは1年限りで辞めますよという話だって現実的には起きてくると思うのです。だから、もっともっと地域に根差したところの事業者さんに先ほど課長が色んなカード会社と話し合いをしているということをおっしゃっていただけるとも、より使いやすい使い勝手がいいそういうものに少し変えられるものなら変えてもらいたいなど。そうしないとこれは先ほど言いましたが、500万円が宙に浮く形になりますのでその辺は商工会が積極的にカード会社と交渉ができるかどうかその辺は分かりませんが、もう少し弾力的な運用を図れるような努力をしてもらわないといけなかなと私も考えています。

今回は、解決策が極端にあるのかということと言っているとそんなにはないと思うのです。ただ、地域経済をしっかりと維持する目的でこういうものがスタートした。商工会もそのプレミアムの代わりに今度これを推進するのだと言ったなら、受けた方も言った方も真剣に取り組んでいただきたいと。そうしなければ、ちょっと先行きが不安であると。

余談ではありますがプレミアム商品券は1万円で1万2000円だとか1万3000円と交換ができるという話でありました。中には、原資の余裕がないのだと。要するに生活困窮者とまでは言いませんが、やはり日々の生活に困窮している方にとしてみると、2割は得だと言われたって、換金できるための原資が私は今手元に用意できないから、私は使えないのだとそういう人だっていたのではないかなと。現実にはいたという話を私聞いたことがあります。ですから、やはりどんな方にとっても使い勝手がよく、しかもそこに町が一定程度の予算を投じてそれが町民に歓迎される予算のあり方でなけれ

ばいけないかなど。これはある意味でいうと、行政の大きな課題で極端に言うと福祉にも繋がるのではないのかなど。住民生活福祉の方にも繋がっていく話にもなるのではないかなど。ある意味高齢者も含めて。やはりそういう部分でいうと、これから残り半年余りありますので、しっかりとこの500万円が有効に使われることを私は期待をして、質問を終わります。

**○議長（波岡玄智君）** これで一般質問を終わります。

---

◎日程第10 議案第47号 浜中町税条例の一部を改正する条例の制定について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第10 議案第47号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第47号「浜中町税条例の一部を改正する条例について」提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、令和3年度税制改正大綱に基づき「地方税法等の一部を改正する法律」が令和3年3月31日付けで公布されたことに伴い、浜中町においても所定の措置を講じるため、浜中町税条例の一部を改正するものであります。

この度の税条例の一部改正の主な内容ですが、個人住民税の均等割及び所得割の非課税の範囲に係る扶養親族の範囲を見直すとともに、特定公益増進法人等に寄附をした場合の寄附金税額控除における寄附金の範囲の見直しを行うほか、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限を延長するものであります。

なお、施行期日につきましては、「この条例は令和6年1月1日から施行することとし、ただし、第34条の7及び附則第6条の改正規定並びに附則第2条の規定は令和4年1月1日から施行する」ものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、税務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 税務課長。

**○税務課長（梅村純也君）** （議案第47号 補足説明もある省略）

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第47号の質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第47号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第48号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例  
の制定について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第11 議案第48号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第48号「固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の条例改正は、行政不服審査法施行令の一部が改正され、審査請求人の押印が不要とされたことに伴い、浜中町の「固定資産評価審査委員会条例」について、関連規定の整備をするものであります。

条例改正の内容であります。審査申出書に押印することを定める規定を削るほか、口述書における「提出者の署名押印」の規定を削るものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第48号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第48号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第49号 浜中町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定  
について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第12 議案第49号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第49号「浜中町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由を御説明申し上げます。

この度の改正は、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するため、番号の利用等に関する法律の一部が改正され、令和3年9月1日から地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードの発行手数料などを徴収することとなりました。この改正に伴い現在本町において徴収しておりますマイナンバーカード再交付に係る手数料については、地方公共団体情報システム機構が徴収することとなりますので、当該再交付に係る手数料について規定している本条例の一部を改正するものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日からとしております。

以上、提案の理由を御説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第49号の質疑を行います。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 分からない部分があるのでお聞きしますけれども、地方公共団体情報システム機構はどういう機構なのか。どこに所在していて再交付する場合は浜中町役場で再交付の手続きができるのか、このシステム機構に行かなければできないという話なのか。今まで手数料800円掛かっていたものが、システム機構に払うとなればどういう形で払うのか、その辺の流れと機構の中身をお知らせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（山平歳樹君） ただいまの御質問にお答えします。まず、システム機構につきましては、マイナンバーカードに関して取り扱っている機構で、所在地については東京都になります。それと今までは再交付の手数料800円は町の収入になっておりました。これが機構と手数料徴収事務委託契約書を交わしまして、次からは800円いただいたときには、歳入歳出外に一旦入ることになります。それでシステム機構の方から後日請求があったときに、歳入歳出外の支出命令で機構に払うという形になります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 歳入歳出外に入れるというところまで分かりました。ただ、再交付する場合は今まで通り役場でできるということで確認しておいていいですか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（山平歳樹君） 議員おっしゃるとおり、役場で手続きいただく今までの手続と同じ形になります。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第49号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第50号 浜中町スポーツ振興助成条例の一部を改正する条例  
の制定について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第13 議案第50号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第50号「浜中町スポーツ振興助成条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の改正は、スポーツ基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴う改正であります。

内容としましては、「日本体育協会」が「日本スポーツ協会」に名称が改正され、それに伴い、「北海道体育協会」が「北海道スポーツ協会」へ、また、「浜中町体育協会」が「浜中町スポーツ協会」へ名称変更されましたことから、本条例の規定を整理するものであります。

なお、この改正条例は、公布の日から施行するものとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第50号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第50号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第51号 浜中町企業振興条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第14 議案第51号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第51号「浜中町企業振興条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由を御説明申し上げます。

浜中町企業振興条例は、「過疎地域自立促進特別措置法」の趣旨に基づき、本町に事業場を新設又は増設するものに対し、3年間固定資産税の課税免除を行い、本町における産業の振興及び雇用の拡大を図ることを目的に公布、施行しております。

この度、「過疎地域自立促進特別措置法」が本年3月31日をもって法律の期限を迎えましたことから、これに代わり新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定され、本条例にかかわる固定資産税の課税免除についても内容の見直しが行われましたので、関連する条項を改正するため制定するもので、この条例は公布の日から施行し、改正後の浜中町企業振興条例の規定は、令和3年4月1日から適用することとしております。

以上、提案の理由を御説明いたしました但、詳細につきましては、商工観光課長より説明させていただきますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) 商工観光課長。

○商工観光課長(戸井洋典君) (議案第51号 補足説明もある省略)

○議長(波岡玄智君) これから議案第51号の質疑を行います。

2番田甫議員。

○2番(田甫哲朗君) 新設、増設に取得をとという項目を加えるということなのですが、何かで例えて説明していただければわかるかなと思うのですが、例えば金額的に増設はどれくらい、取得の場合はどれくらい、機械設備を導入した場合には取

得になるのかなど違いを例えで出せるのであれば出していただければ分かりやすいかなと思うのですけれども可能でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 具体的には、建売物件を購入した場合とかに想定されるのかなと思います。以前は新築か増設を自らやったものですが、建売のものを購入した場合に該当するのかなと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） よろしいですか。

他にありませんか。

9番落合議員、

○9番（落合俊雄君） 1点だけ質問します。資本金規模というのがあるのですが、500万円まで下げたという説明だったと思うのです。資本金というのは、どういうものをもって資本金というのでしょうか。物件を購入したからといってそれが資本金には直接になるのでしょうか。資本金規模500万円以上となってくると、実際に事業展開はこれと全く別な話になるのではないかなと思うのですが、もう少し分かりやすく500万円以上というこの資本金の性格をお教えいただけないでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 法人における資本金が500万円以上ということです。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 今、法人とお答えになりましたか。法人は5000万円という話ではなかったですか。資本金という概念からいって、どう500万円を理解したらいいのかをもう少し分かりやすく説明いただけないでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 資本金の規模が5000万円以下にあっては、500万円以上の投資、5000万円から1億円までの資本金の方については1000万円以上の投資、1億円以上の資本金の方については2000万円以上の投資の対象になりますということでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 3回ですから、これ以上はできませんので。

落合議員。

○9番（落合俊雄君） 要は資本金5000万円以下だと、500万円以下のものについては対象外ということになるのですか。今の説明でいきますと、資本金が5000万

円以下の事業体については500万円以下であれば免除の対象外ということで理解してよろしいのか。最後にそれだけお願いします。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 議員おっしゃるとおりでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第51号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

（延会 午後4時54分）